

# 資料編

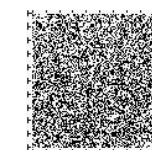
## 1 取組指標

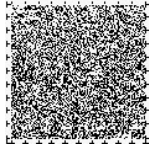
※各計画の「第4章 取組内容」について、数値目標を原則として、評価指標を設定した事業について、掲載します。

### 1 地域福祉計画

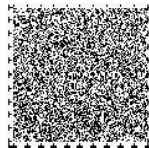
#### 1. 顔見知りの関係づくり

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。また、市民センター等の各種講座を通じて、市民への啓発・広報を行います。	指導室 社会教育課	各種講座実施回数	2回	2回	3回	3回	3回
インクルーシブ理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理念の理解促進に努めます。	地域福祉課 障がい者福祉課	出前講座の実施	1回	1回	2回	2回	2回
保健福祉に関する学びの場の提供	生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	社会教育課	講座延べ受講者数	83人	94人	100人	100人	100人
障害者差別解消条例の周知	障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」にもとづき、障がいのある人の権利擁護等にかかる理念を浸透させ、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会、共に社会の一員として、心豊かに暮らせるまちの実現に努めます。	障がい者福祉課	出前講座等の実施	1回	1回	2回	2回	2回





事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター養成講座」の普及・啓発の推進事業として、市内小・中学校で授業実施します。	高齢者支援課	参加人数	0人	20人	60人	100人	100人
自治会の活動支援	自治会連合会との連携基本協定書にもとづき、活動や取組を積極的に支援します。	市民活動推進課	自治会振興交付金交付額(千円)	50,258	49,979	49,979	49,979	49,979
各種交流イベントの開催	お～ちゃんフェスタやおうめ健康まつりなど、各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。また参加者の増加に向けた検討を進めます。	市民活動推進課	健康課:参加者数	コロナで中止	250人	300人	350人	400人
		健康課 社会教育課	社会教育課:講座延べ受講者数	83人	94人	100人	100人	100人
地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組を推進するため、文化財の活用などに向けた連携事業の実施	文化財保護指導員等が老壮大学等への講師の奨励を行うとともに、旧吉野家住宅については、地元自治会等との連携を図りながら、活用計画を推進します。	文化課	文化財保護指導員等の老壮大学等への講師派遣件数	3回	5回	6回	6回	6回
子育てひろば事業	中高生や高齢者との交流事業など、世代間交流や地域交流を行う機会づくりを進めます。	子育て応援課	利用者数	40,752人	49,352人	50,000人	50,000人	50,000人
地域づくり事業	介護、障害、子育て、生活困窮などの分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、属性に関わらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるよう取り組めます。	地域福祉課 高齢者支援課	地域づくり支援の拠点の設置箇所数	-	-	5か所	10か所	15か所
		障がい者福祉課 子育て応援課	障がい者サポートセンター一交流祭の開催	0回	1回	1回	1回	1回
認知症家族会等への支援	認知症の人や介護する家族同士の集いの場を提供するなどの支援を行います。	高齢者支援課	認知症カフェの数	2か所	6か所	7か所	8か所	9か所

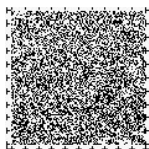


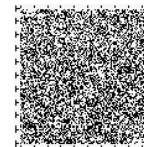
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の活動等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	高齢者支援課	第2層協議体の設置数	10	11	11	11	11
			協議体の活動の継続	10の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続
障がい者の就労後の支援体制の整備	障がいのある人の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、障害者就労支援センターを中心として特別支援学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	障がい者福祉課	障害者就労支援センター相談件数	6,149件	6,608件	6,660件	6,710件	6,760件
見守りネットワークにおける企業等との連携強化	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援課	見守り支援ネットワーク締結事業者数	44社	44社	45社	46社	47社
ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	地域福祉課	福祉のまちづくり条例届出書受理件数	3件	4件	4件	4件	4件
			整備基準適合証交付件数	1件	1件	1件	1件	1件
公共建築物等のバリアフリー化の促進	高齢者や障がい者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	地域福祉課	東京都福祉のまちづくり条例に関する相談受理件数	10件	10件	10件	10件	10件



## 2. 多様な主体による支え合い活動の推進

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
ゲートキーパーの養成	こころの健康づくりに関する充実を図るとともに、悩んでいる人に声をかけ、傾聴し、支援へつなげ、見守る人(ゲートキーパー)の育成に努めます。	健康課	実施回数	27人(1回)	40人(2回)	1回以上	1回以上	1回以上
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手の養成	元気な高齢者の新たな社会参加の一つとして介護保険の家事支援サービスを提供するおうめ生活サポーターを養成します。	高齢者支援課	おうめ生活サポーター数	275名	288名	320名	350名	380名
介護予防リーダーの養成	ボランティアとして地域の高齢者の体操教室等、住民主体の集いの場の立ち上げを担う介護予防リーダーの養成を行います。	高齢者支援課	活動中の介護予防リーダーの数	56人	65人	75人	85人	95人
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課	認知症サポーター数	6,445人	7,000人	7,500人	8,000人	8,500人
市民講座の実施、シンポジウムの開催【新規】	地域福祉の担い手の発掘や人材育成を目的とした市民講座やシンポジウムを実施し、地域のニーズに応えられる人材の育成に取り組みます。	地域福祉課	地域における市民講座等の開催回数	-	-	4回	7回	10回
高齢者のボランティア活動の支援	青梅ボランティア・市民活動センターにおいて、各種団体と連携・協力し、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる基盤整備を進めます。	高齢者支援課	第2層協議体の設置数	10	11	11	11	11
			協議体の活動の継続	10の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続

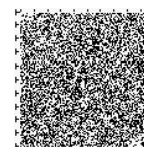


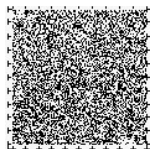


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
避難行動要支援者の支援	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。	防災課 地域福祉課 高齢者支援課	防災課報告障害種別数	4種類	4種類	4種類	4種類	4種類
		障がい者福祉課 介護保険課	避難行動要支援者名簿の年1回の更新	実施	実施	実施	実施	実施
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。	防災課 介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課	災害時個別支援計画作成対象者数	7名	6名	6名	7名	7名
			同意確認済み対象者の個別避難計画の作成	8支会地区対象者の一部作成	4~8支会地区対象者を作成	1,2,10支会地区対象者を作成	全対象者作成	全対象者作成
災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障がいのある人の安心なまちづくりを推進します。	障がい者福祉課	災害協定の締結	4事業所	4事業所	4事業所	4事業所	4事業所

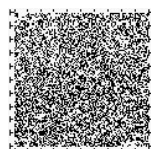
### 3. 包括的な支援体制の整備・強化

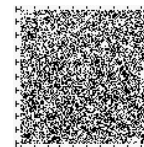
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
民生委員・児童委員の適正配置	民生委員・児童委員は、市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員の適正配置に引き続き努めます。	地域福祉課	定数151人(民生委員139人、主任児童委員12人)に対する委嘱数	民生委員 132人 主任児童委員 12人	民生委員 125人 主任児童委員 10人	民生委員 139人 主任児童委員 12人	民生委員 139人 主任児童委員 12人	民生委員 139人 主任児童委員 12人
身近な福祉総合相談窓口の設置【新規】	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置します。複雑化・複合化した相談に対応するとともにアウトリーチ等を行っていく一方、地域住民等と一緒に地域づくりを行います。	地域福祉課 市民活動推進課	福祉総合相談窓口の設置数	-	-	11か所	11か所	11か所



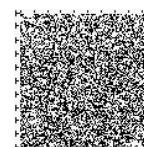


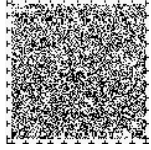
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
包括的相談支援事業【新規】	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	相談受付件数	-	-	10回	15回	20回
相談体制の充実	障がいのある人、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実を図ります。	障がい者福祉課	相談支援数	2,947人	2,990人	3,050人	3,100人	3,150人
相談体制の充実	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	子育て応援課 こども家庭センター	相談窓口の設置 (子育てひろば)	18	18	18	次期計画にて 検討	次期計画にて 検討
相談体制の充実	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康課	健康相談の実施回数	11回(積雪で1回中止)	12回	12回	12回	12回
妊娠期からの相談体制	思いがけない妊娠等出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊娠期からの相談体制の充実を努めます。	こども家庭センター	妊婦全数面談	100%	100%	100%	100%	100%
職員研修の実施	様々な福祉ニーズの相談に対応できる職員(地域福祉コーディネーターを含む。)を育成する研修を実施します。	地域福祉課	福祉に関わる職員育成研修会の開催回数	-	-	3回	2回	2回
障がい者の地域生活支援拠点の整備【新規】	障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を検討します。また、総合相談、専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを整備します。	障がい者福祉課	地域生活支援拠点の設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。	高齢者支援課	多職種ネットワーク連絡会開催	中止(コロナ対策)	年1回	年1回	年1回	年1回



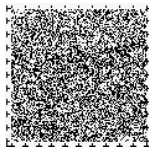


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	ハイリスクアプローチの人数 ポピュレーションアプローチの人数	-	-	新規特定疾病: 30 ポピュレーション: 50	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 100	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 100
児童発達支援センターの整備【新規】	障がい児に対する地域支援体制を構築するため、支援の中核となる児童発達支援センターを整備します。	障がい者福祉課	児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
多機関協働事業【新規】	受け入れた相談のうち、解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。 相談者本人の同意が得られた場合は、重層的支援会議を開催します。案件ごとに構成員を決定し、支援プランの適正の協議やプラン終結時の評価等を検討します。 本人同意が得られない場合は、会議の構成員に対する守秘義務を設ける支援会議を開催し、関係者間で情報共有を図り、支援体制の検討を行います。	地域福祉課	複雑化・複合化した事案を協議する支援会議・重層的支援会議の実施回数	-	-	5回	10回	15回
認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症または認知症の恐れのある40歳以上の市民を、適切なサービスの安定的利用につながる支援を行います。	高齢者支援課	認知症初期集中支援チームの支援数	1事例	1事例	3事例	3事例	3事例
罪を犯した人の社会復帰への取組	犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を図るため、保護司またはその関係団体との連携を密にし、社会復帰への取組に努めます。また、保護司と連携し、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。	地域福祉課	社会を明るくする運動推進委員会実施回数	1回	1回	1回	1回	1回

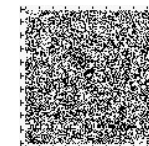




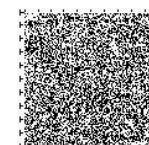
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援、住居確保給付金の支給、家計改善支援などの生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	地域福祉課	生活困窮者の自立を促進するための支援プラン作成回数	52回	60回	70回	80回	90回
住宅確保等、住まいに関する相談・支援	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、適切な助言を行います。また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	住宅課	定例住宅相談会および住宅なんでも相談会の相談件数	41件	45件	45件	45件	45件
			東京都居住支援協議会等にオブザーバーとして参加	5回	6回	6回	6回	6回
自殺対策の推進	自殺対策は「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが重要です。自殺には多様かつ複合的な原因・背景があることから、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係施策・関係団体との連携強化を図ります。	健康課	「青梅市自殺総合対策計画取組状況調査」、「青梅市健康増進計画庁内連絡会議」の実施回数	各2回	各2回	各2回	各2回	各2回
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】	地域社会からの孤立が長期にわたる地域住民に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供および助言等の提供を包括的かつ継続的に行います。	地域福祉課	アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施回数	0回	2回	5回	10回	15回
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	地域福祉課 介護保険課 高齢者支援課 健康課	「青梅市成人保険事業のご案内」発行回数	1回	1回	1回	1回	1回
障害福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	障がい者福祉課	広報掲載回数	3回	3回	3回	3回	3回

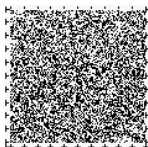




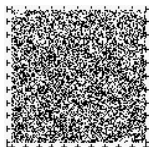


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
出産・子育て情報の提供	スマートフォンを活用した子育て支援情報を提供する子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」の運用等により、子育てに関する情報提供を充実します。	子育て応援課 こども育成課 こども家庭センター	登録児童数	3,128	3,576	4,038	4,500	4,962
障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度の普及、事業者登録に努めます。	障がい者福祉課	障害基準該当サービス登録事業者数	0	0	1者	1者	2者
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。	介護保険課 障がい者福祉課 こども育成課	受審した事業所数	5事業所	3事業所	7事業所	7事業所	7事業所
			日中活動系サービス推進事業における第三者評価受審経費の補助件数	5件	1件	6件	6件	6件
サービス提供の充実	子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	子育て応援課 こども育成課	多様な保育サービスを提供する施設の数 ①障害児保育 ②病児保育 病児対応型 ③病後児対応型 ④体調不良児対応型 ⑤一時預かり	①27/32園 ②1園 ③1園 ④10/32園 ⑤9/32園	①26/31園 ②1園 ③1園 ④14/31園 ⑤10/31園	①26/31園 ②1園 ③1園 ④15/31園 ⑤10/31園	①26/31園 ②1園 ③1園 ④15/31園 ⑤11/31園	①26/31園 ②1園 ③1園 ④16/31園 ⑤11/31園
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。また一般社団法人日本シングルマザー支援協会と連携し、「ひとり親家庭サポート講座」や「訪問相談支援事業」を実施します。	子育て応援課	①自立支援プログラム ②教育訓練給付金 ③高等職業給付金 ④ひとり親サポート講座 ⑤訪問相談事業	①6件 ②5件 ③21件 ④14名	①2件 ②3件 ③23件 ④15名 ⑤10名	①5件 ②3件 ③23件 ④15名 ⑤15名	①5件 ②3件 ③23件 ④20名 ⑤20名	①5件 ②3件 ③23件 ④20名 ⑤20名
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	報酬助成件数	2件	3件	3件	4件	5件
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件





事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値			
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末	
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	周知チラシ等の配付部数	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部	
			成年後見制度利用促進講演会回数	1回	1回	1回	1回	1回	
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件	
成年後見制度の利用促進	制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進などについて、既存の成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、地域ネットワークが担うべき機能の整備・充実に向け、社会福祉協議会と協議を進めながら、検討します。 法人後見については、経済的な理由から適切な成年後見人等を得られない市民の後見人等を社会福祉協議会が受任し、支援を行うほか、今後法人後見が増加することを見込み、社会福祉協議会以外に受任できる法人の募集を検討します。 市民後見については、市民後見人の育成支援に取り組みます。	地域福祉課	成年後見関連相談件数	369件	400件	420件	450件	470件	
			法人後見受任件数	14件	20件	25件	30件	35件	
			受任調整件数	21件	25件	30件	30件	35件	
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組めます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	介護保険課 高齢者支援課	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者などの虐待や配偶者暴力の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。	障がい者福祉課	虐待防止センターの設置	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
被害に遭ったことものの支援	児童虐待などの被害に遭ったことにも対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実します。	こども家庭センター 指導室 障がい者福祉課	虐待防止センターの設置	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	

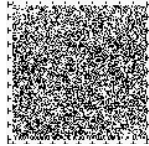


## 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

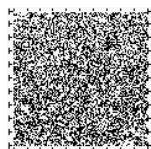
### 1. 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり

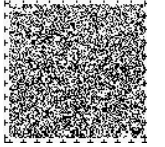
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
健康増進ポイントアプリ活用事業【新規】	健康増進ポイントアプリの利用を促進し、アプリを活用した継続的な運動習慣の確立に努めます。	健康課	65歳以上の利用者数 (65歳以上は約4万人)	—	100人	300人	500人	700人
健康教育	生活習慣病の予防や健康に関して正しい知識の普及を図り健康の保持増進を図るよう支援します。	健康課 高齢者支援課	参加率(65歳以上)	16人/回	23人/回	10人/回	10人/回	10人/回
データヘルス計画にもとづいた保健事業	特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。(糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、各種講演会等)	保険年金課 健康課	糖尿病性腎症重症化予防事業対象者数・全体の中で占める割合	947人・ 3.4%	947人・ 3.7%	900人・ 3.8%	870人・ 4.1%	850人・ 4.4%
特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40歳から74歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	健康課 保険年金課	受診率	48.80%	45.00%	50.00%	52.00%	53.00%
特定保健指導	特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	健康課 保険年金課	利用率	21.40%	19.00%	22.00%	23.00%	25.00%
成人歯科検診	「健康増進法」にもとづき、65歳・70歳の市民を対象に歯科検診を行い、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を図ります。	健康課	受診率	2.10%	2.30%	2.50%	2.80%	3.00%



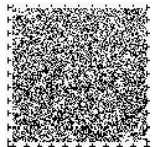


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
後期高齢者医療健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	健康課 保険年金課	受診率	56.00%	56.00%	57.00%	58.00%	60.00%
後期高齢者歯科健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に歯科健康診査を行い口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の後期高齢者に多くみられる疾病の予防を図ります。	健康課 保険年金課	受診率	2.30%	2.40%	2.50%	2.60%	2.70%
がん等の検診事業	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの早期発見を目的に、各種がん検診を行います。また、骨密度検診を実施し、骨粗しょう症予防の啓発に努めます。	健康課	受診率 ①胃がん ②肺がん ③大腸がん ④乳がん ⑤子宮頸がん ⑥骨密度	①6.5% ②4.5% ③29.1% ④16.5% ⑤12.5% ⑥3.0%	①6.6% ②4.6% ③29.3% ④16.7% ⑤12.6% ⑥3.1%	①6.8% ②4.8% ③29.5% ④16.9% ⑤12.8% ⑥3.2%	①7.0% ②5.0% ③29.7% ④17.1% ⑤13.0% ⑥3.3%	①7.2% ②5.2% ③29.9% ④17.3% ⑤13.2% ⑥3.4%
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	KDB(国保データベース)システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握や、庁内外関係者間および医療関係団体等の連携を深め、事業の企画・調整・分析等を行い事業の基本的な方針を作成します。 この方針にもとづき、高齢者への個別的支援(ハイリスクアプローチ)および通いの場での積極的関与(ポピュレーションアプローチ)による支援を行います。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	・ハイリスクアプローチの人数 ・ポピュレーションアプローチの人数	-	-	新規特定疾病: 30 ポピュレーション: 50人	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 70人	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 100人
のびのび体操教室	65歳以上の方を対象に軽度なリズム体操、筋力トレーニングを行います。	スポーツ推進課	参加者数(延べ参加人数)	2,197人	2,300人	2,400人	2,500人	2,600人
梅っこ体操	本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	高齢者支援課 スポーツ推進課	介護予防教室の開催数	12回	15回	15回	15回	15回
			参加人数	241人	300人	400人	400人	400人
			CD・DVDの貸し出し数	5枚	10枚	15枚	20枚	25枚

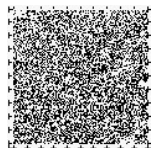


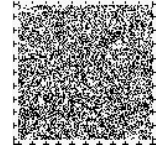


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
温泉保養施設利用 助成事業	市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢者支援課	温泉助成券発行人数 ①宿泊 ②日帰り	①664人 ②3,191人	①730人 ②3,300人	①800人 ②3,500人	①900人 ②4,000人	①1,000人 ②4,500人
高齢者クラブへの 支援	高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢者支援課	①クラブ数 ②会員数	①49 ②4,422人	①49 ②4,226人	①50 ②4,500人	①50 ②4,500人	①50 ②4,500人
シルバーマイスタ ー事業	優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦しています。活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	高齢者支援課	シルバーマイスター 登録者人数	19人	18人	19人	20人	21人
地域サロンの開設	地域における高齢者の集いの場・交流の場として、自治会館で地域サロンを開設し、定期的に交流のためのイベントを行います。	高齢者支援課	参加者数	510人	950人	1,000人	1,050人	1,100人
高齢者の生涯学習 や生きがいづくり	生涯学習として、高齢者が参加しやすく、学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるような環境の充実を図ります。また、自分の持ち味を出発点に、仲間、まち、他地域へとかかわりの輪を広げ、多くの交流の中から、地縁活動と地域交流について学ぶ講座を開催します。	社会教育課	事業参加回数	0回	0回	1回	1回	1回
シルバー人材セン ターの運営支援	高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課	就業率	73%	75%	75%	75%	75%
高齢者移動支援補 助事業【新規】	外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所へ送迎を行う事業を実施する団体に対し補助金を交付し、高齢者の地域における移動および地域活動への参加を促進し、介護予防の推進を図ります。	高齢者支援課	事業実施 事業者数	—	2事業者	5事業者	5事業者	5事業者
敬老会の開催	開催方法や内容等について検討を行いつつ、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老会を開催します。	高齢者支援課	参加者数	2,208人	2,120人	2,200人	2,200人	2,200人
		高齢者支援課	第2層協議体の設置数	10	11	11	11	11



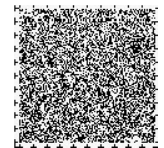
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
地域の支え合いについて検討する機会の確保	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。		協議体開催数	107回	100回	100回	100回	100回
			協議体の活動の継続状況	10地域で活動継続	11地域で活動継続	11地域で活動継続	11地域で活動継続	11地域で活動継続
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手(おうち生活サポーター)養成研修	高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の1つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	高齢者支援課	おうち生活サポーター数	275名	288名	320名	350名	380名
家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	高齢者支援課	実施回数	年2回	年2回	年3回	年3回	年3回
家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	高齢者支援課	対象者訪問・交付件数	5件	5件	5件	5件	5件
介護人材確保事業の実施【新規】	介護の仕事に関する普及啓発等を行います。	高齢者支援課 介護保険課	普及啓発を実施するイベント等の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
介護サービス事業者および居宅介護支援事業者連絡会	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者および居宅介護支援事業者と連絡会を行います。	高齢者支援課 介護保険課	連絡会実施回数	それぞれ年1回	それぞれ年1回	それぞれ年1回	それぞれ年1回	それぞれ年1回

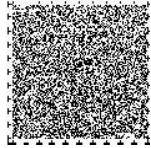




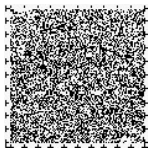
## 2. 安心して暮らせる地域づくり

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めると共に、知識や理解を深めてもらうための普及啓発を行います。	高齢者支援課 介護保険課	関係機関等に対する普及啓発	ケアマネジャー対象の勉強会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回
成年後見制度申立事業	関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判申立てを行います。	高齢者支援課 障がい福祉課 地域福祉課	申立て件数	20件	20件	30件	30件	30件
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件
家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢者支援課 防災課	支給件数	28	25	30	30	30
要配慮者施設の避難確保計画の作成促進	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	防災課 介護保険課	計画作成率	100%	100%	76%	88%	100%
涼み処開設事業【新規】	夏季の一定期間、暑い日や外出時の休憩場所として、市の公共施設などを開放します。	健康課	開設箇所	—	15箇所	16箇所	18箇所	20箇所
消費生活に関する啓発相談および犯罪防止のための情報提供	悪質商法や特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や情報提供、消費生活相談を実施します。	市民安全課	①パネル展 回数 ②広報 回数 ③キャンペーン 回数 ④イベント 回数	①3回 ②12回 ③0回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回
高齢者交通安全教室の実施	高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	交通政策課	参加人数	コロナ感染防止のため実施なし	2地区 50人	2地区 50人	2地区 50人	2地区 50人
認知症ケアパスの活用	認知症の人とその家族に掲示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み(認知症ケアパス)等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	高齢者支援課	認知症ケアパス作成部数	3,000部	3,500部	3,000部	3,000部	3,000部



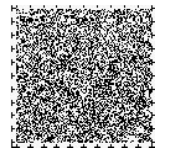


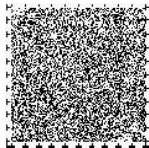
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
認知症の相談窓口の周知	認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	高齢者支援課	もの忘れ相談会の実施回数	3回/年	5回/年	8回/年	8回/年	8回/年
認知症簡易チェックシステムによる啓発	認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	高齢者支援課	チェックシステム年間アクセス数	本人用 1919 家族用 2070	本人用 1250 家族用 1208	本人用 1500 家族用 1500	本人用 1500 家族用 1500	本人用 1500 家族用 1500
介護予防・認知症講演会	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課	参加者数	54人	60人	100人	100人	100人
認知症支援コーディネーター事業の推進	認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	高齢者支援課	認知症コーディネーターの活動状況 ①相談件数 ②訪問件数	①延べ 177件 ②延べ 41件	①延べ 300件 ②延べ 100件	①延べ 1000件 ②延べ 300件	①延べ 1000件 ②延べ 300件	①延べ 1000件 ②延べ 300件
認知症地域支援推進員の配置	地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等の取組等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。	高齢者支援課	認知症地域支援推進員の配置数	4人	3人	4人	4人	4人
介護予防教室	介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	高齢者支援課	教室の開催数 ①健康長寿のび～る教室 ②脳イキイキ教室	①全 10回×年 2回 ②全 6回×年 3回	①全 10回×年 2回 ②全 6回×年 3回	①全 6回×年 3回 ②全 6回×年 3回	①全 6回×年 3回 ②全 6回×年 3回	①全 6回×年 3回 ②全 6回×年 3回
本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組	認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会の提供を行い、本人発信ができるような環境・機会等をつくることを目指します。	高齢者支援課	認知症カフェの数	2か所	6か所	7か所	8か所	9か所
			チームオレンジの設置数	0か所	0か所	1か所	2か所	3か所





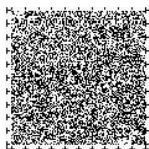
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
認知症サポーターの活動の場づくり	認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	高齢者支援課	チームオレンジの設置数	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所	3 か所
認知症カフェの普及	認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。	高齢者支援課	認知症カフェの数	2 か所	6 か所	7 か所	8 か所	9 か所
認知症高齢者家族支援サービス事業	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した検索支援アプリの活用や、位置探索GPS機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	高齢者支援課	見守りシール利用者数	11 名	40 名	60 名	80 名	100 名
認知症BPSDケアプログラム推進事業	介護サービス事業者等を対象に、認知症BPSDケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取組を支援します。	高齢者支援課	アドミニストレーター数	61 名	66 名	70 名	75 名	80 名
認知症疾患医療センター等との連携	受診困難等認知症の疑いがある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生委員・児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	高齢者支援課	認知症疾患医療センターとの連絡会の回数	0	0	1	2	2

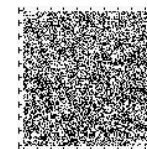




### 3. 持続可能な福祉の仕組みづくり

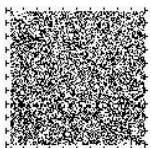
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
居住環境の整備【新規】	公営住宅において、高齢の入居者でも住みやすい環境を確保するため、高齢者用住戸の拡充や共用部への手すり等の設置等の環境改善を図ります。	住宅課	市営住宅内の高齢者向け住戸の数	4住宅18戸	4住宅18戸	4住宅18戸	4住宅19戸	4住宅20戸
フレイル予防に関する普及・啓発	健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	高齢者支援課 健康課	①健康相談による対応人数 ②介護予防教室の開催回数	①2人/回 ②24回	①5人/回 ②30回	①5人/回 ②30回	①5人/回 ②30回	①5人/回 ②30回
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	高齢者支援課	実施回数	年24回	年15回	年15回	年15回	年15回
介護予防事業対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。 また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	高齢者支援課	把握人数	1,465/ 1,611人	1,980(見込) /2,195人	対象者の約9割を把握する	対象者の約9割を把握する	対象者の約9割を把握する
介護予防リーダー養成事業	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	高齢者支援課	①講座の参加者数 ②活動しているリーダー数 ③通いの場の数	①延べ493人 ②52人 ③23か所	①延べ500人 ②60人 ③27か所	①延べ500人 ②70人 ③30か所	①延べ500人 ②80人 ③33か所	①延べ500人 ②90人 ③36か所
地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	高齢者支援課	交付団体登録数	13団体	15団体	18団体	21団体	24団体
地域ケア会議の推進	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	高齢者支援課	地域ケア会議の開催回数	6回 18事例	6回 18事例	6回 18事例	18回18事例	18回18事例



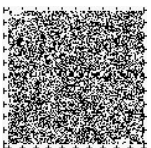


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知	多職種ネットワーク連絡会等において、在宅医療・介護連携における課題の抽出を行い、「在宅医療の4つの場面」(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)ごとに、「目指す姿」の設定に取り組みます。また、関係者への情報共有周知を行います。	高齢者支援課	多職種ネットワーク連絡会開催	中止(コロナ対策)	年1回	年1回	年1回	年1回
在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	高齢者支援課	医療・介護連携に関する相談支援窓口相談件数	1か所 延 41 件	1か所 延 45 件	3か所 延 150 件	3か所 延 150 件	3か所 延 150 件
在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	高齢者支援課	住民向け講演会の実施	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回
在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	高齢者支援課	医療・介護関係者向け研修会の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
地域包括支援センターによる総合相談支援	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。 地域の民生委員・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢者支援課	相談窓口体制の強化	地域包括支援センター窓口3か所	地域包括支援センター窓口3か所(体制見直し)	地域包括支援センター窓口5か所設置(包括3か所+支所2か所)	地域包括支援センター窓口5か所(包括3か所+支所2か所)の円滑な運営	地域包括支援センター窓口5か所(包括3か所+支所2か所)の運営体制の強化
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	高齢者支援課	介護サービス相談員訪問延べ回数(施設数等)	66 回	100 回	100 回	100 回	100 回

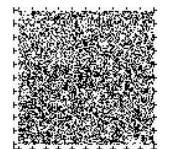




事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢者支援課	地域のケアマネジメントの質の向上 ①主任介護支援専門員連絡会 ②ケアマネジャー対象の勉強会、研修会等 ③各圏域ごとの勉強会等	①年1回 ②勉強会年4回	①年1回 ②勉強会年4回	①年1回 ②研修会年1回 ③各圏域年2回	①年1回 ②研修会年1回 ③各圏域年2回	①年1回 ②研修会年1回 ③各圏域年2回
給付適正化事業	【要介護認定の適正化】 要介護認定のプロセスにおいてオンライン化を推進しつつ、全国一律の基準にもとづく認定が行えるよう、要介護認定の適正化を図ります。  【ケアプラン等の点検】 ○ケアプラン点検 介護支援専門員が作成したケアプラン等を確認し、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有します。 ○住宅改修・福祉用具点検 適切な制度利用となるよう、事業者に対する普及啓発や、利用状況の現地調査を含む点検等を推進します。	介護保険課	【要介護認定の適正化】 ①認定調査員に対する研修の開催 ②介護認定審査会合議体長会議の開催 ③認定審査会オンライン開催の比率(%) (※令和6年度から)	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回 ③25%	①1回 ②1回 ③35%	①1回 ②1回 ③50%
			【ケアプラン等の点検】 ①ケアプラン点検件数 ②住宅改修の書類点検・訪問調査件数 ③福祉用具購入件数 ④福祉用具貸与調査件数	①1件 ②書類点検：435件 訪問調査：1件 ③9件 ④12件	①1件 ②書類点検：404件 訪問調査：7件 ③12件 ④12件	①6件 ②書類点検：435件 訪問調査：7件 ③13件 ④20件	①7件 ②書類点検：425件 訪問調査：8件 ③13件 ④28件	①8件 ②書類点検：415件 訪問調査：8件 ③14件 ④36件



事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
	<p>【医療情報との突合・縦覧点検】</p> <p>○医療情報との突合 介護と医療の給付情報を突合し、重複請求の排除等を図ります。</p> <p>○縦覧点検 介護の給付実績を確認し、サービスの整合性等の点検を行います。</p> <p>【介護給付費通知】</p> <p>従来実施してきた介護給付費通知については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第9期計画期間中において、事業実施の方向性について見直しを検討します。</p>		<p>【医療情報との突合・縦覧点検】</p> <p>①縦覧点検：点検効果が高いと期待される4帳票（居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表：年間120件程度、重複請求縦覧チェック一覧表：年間50件程度、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表：年間500件程度、単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表：年間550件程度）のうち、対象件数全件を点検できた帳票数。</p> <p>②医療情報との突合：点検対象全件に対し、実際の点検件数の割合。（国保連合会処理分および保険者確認分の総計）</p> <p>【介護給付費通知】</p> <p>各年度、介護給付費通知を1回発送（第9期計画期間中に廃止の場合は除く）</p>	①2 ②71%	①2 ②75%	①2 ②78%	①2 ②81%	①3 ②85%
地域密着型サービス事業所の整備【新規】	調査や推計の結果、市内において今後不足が見込まれる地域密着型サービスについて、事業所の新規指定を行います。	介護保険課	整備事業所数	-	2事業所	-	1事業所	1事業所



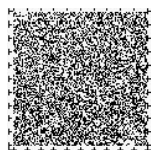
### 3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

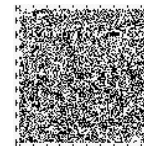
#### 1. 障害に対する理解促進・差別解消

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
障害に関する知識の普及啓発	市の広報紙、ホームページなど多様な媒体や機会等を活用して、障がいに関する正しい知識の普及啓発を行います。	障がい者福祉課	広報掲載回数	約3回	約3回	約3回	約3回	約3回
住宅改善の支援	段差の解消や手すりの設置など、障害に応じたバリアフリー化を進めることにより、障がいのある方が暮らしやすい住宅の整備を促進し、住宅改善を支援します。	障がい者福祉課	住宅設備改善事業の給付件数	5件	5件	5件	5件	5件
ユニバーサルマナーの推進	障がいのある方に対する誤解や偏見、差別をなくすために、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進め、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進していきます。	障がい者福祉課	出前講座の実施	1回	1回	2回	2回	2回

#### 2. 生活支援・サービス・相談支援体制の充実

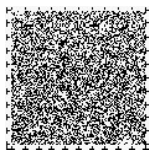
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
相談支援および地域活動支援センターとしての役割の充実	障がい児を含めた障がい者やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障がい者への地域活動支援センター事業、創作活動、軽作業活動の機会の提供を行い、社会との交流を促進します。	障がい者福祉課	地域活動支援センター事業の実施	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
虐待防止窓口機能の強化	障がい者虐待防止に対する相談や届出、通報の窓口として、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を図り、障がいのある人の権利侵害を防止します。	障がい者福祉課	虐待防止窓口の設置	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所



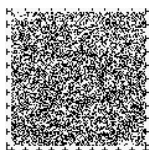


事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させ、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	基幹相談支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域移行のためのサービスの利用促進	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等について、引き続き丁寧な情報提供による周知、利用促進を図ります。	障がい者福祉課	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の支給件数	7 人	7 人	7 人	8 人	8 人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行い、社会的包摂を推進します。	障がい者福祉課	精神保健福祉関係機関情報交換会の開催	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
障がい者の権利擁護の啓発	権利擁護についての啓発活動を推進し、障がい者の権利行使の援助、障がい者差別や虐待防止に関して、市内事業所等への周知に取り組みます。	障がい者福祉課	商工会議所広報誌への掲載依頼	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
訪問系サービスの充実	訪問系サービスについては、身体介護・家事援助・通院等介助などの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など制度の適正を維持し、啓発に努め、サービスの質的、量的な充実を図ります。	障がい者福祉課	訪問系サービスの支給件数	223 人	220 人	220 人	220 人	220 人
日中活動系サービスの充実	日中活動系サービスについては、親亡き後を見据え、重度障がい者が日中利用するための生活介護や、緊急時の一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについて、支援体制の確保を図ります。また、青梅市自立センターにおいて、引き続き障害福祉サービスの充実に努めます。	障がい者福祉課	日中活動系サービスの支給件数	934 人	1000 人	1020 人	1050 人	1050 人
居住系サービスの充実	居住系サービスについては、障がいのある方の地域移行や介護者の高齢化等により潜在的な需要があると見込まれていることから、特に重度障がい者向けの共同生活援助(グループホーム)の充実を図るとともに、グループホーム入居者が日中に活動する生活介護等の施設についても充実を図り、親亡き後の支援体制の確保に努めます。	障がい者福祉課	居住系サービスの支給件数	351 人	375 人	380 人	385 人	390 人

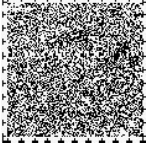




事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
疾病の予防および障害の重度化予防	障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次予防、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨していきます。	健康課	健康相談の実施回数	11回(積雪で1回中止)	12回	12回	12回	12回
通院等のための移動手段の充実	通院等のための移動手段の充実を図るため、福祉バス事業を継続実施するとともに、その他の移動手段について検討します。	障がい者福祉課	福祉バス事業の実施	2台	2台	2台	2台	2台
障がい者世帯向け公営住宅の利用促進	身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障がい者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。	住宅課	市営住宅内の障がい者向け住戸の数	1住宅4戸	1住宅4戸	1住宅4戸	2住宅5戸	2住宅6戸
地域移行支援のサービスの実施	障がいのある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。	障がい者福祉課	地域移行支援の支給件数	7人	7人	7人	7人	7人
グループホームの支援体制の充実	「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障がいのある方の地域における居住の場として、重度障がい者にも対応できるグループホームの確保を図り、支援体制の充実を図っていきます。	障がい者福祉課	グループホームのユニット数	69ユニット	65ユニット	66ユニット	67ユニット	68ユニット
住宅設備改善事業等の利用促進	在宅の障がい者に対して、住宅設備改善事業等を活用しながら居住環境の整備に努めます。	障がい者福祉課	住宅設備改善事業の給付件数	5件	5件	5件	5件	5件
自立支援協議会の機能の充実	自立支援協議会のネットワークを強化、活用し、様々な障害支援機関が、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障がい者福祉課	自立支援協議会の開催	4回	4回	4回	4回	4回

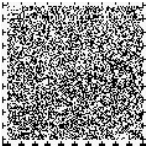


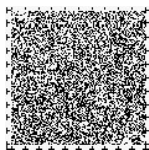




### 3. 障害特性に応じた療育・教育

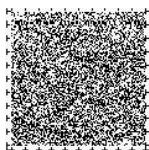
事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
保育所等における障がい児の受入れ	保育所や学童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受入れに努めます。	こども育成課 子育て応援課	・障がい児の受け入れを行っている施設の数 ・障がい児の受け入れを行っている学童クラブ数	障害児保育 27/32 園 40/40 クラブ	障害児保育 26/31 園 40/40 クラブ	障害児保育 26/31 園 40/40 クラブ	障害児保育 26/31 園 40/40 クラブ	障害児保育 26/31 園 40/40 クラブ
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを設置するとともに、保育所等訪問支援の充実など、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた支援を推進します。	障がい者福祉課	児童発達支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
就学相談等の充実	就学相談をはじめとした相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めます。	学務課 障がい者福祉課	児童発達支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
切れ目のない療育ネットワークの構築	障がい者福祉課、子育て世代包括支援センター、地域福祉コーディネーター、幼稚園、保育所、児童相談所、保健所、学校、民生委員・児童委員等の関係機関が連携し、切れ目のない療育ネットワークの構築を図ります。	障がい者福祉課 こども育成課 地域福祉課 学務課 こども家庭センター	児童発達支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センターの設置による切れ目のない支援体制の整備	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活、重度化、高齢化など各ライフステージにおいて、障がいのある方それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心として基幹相談支援センターを設置し、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	基幹相談支援センターの設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
家族支援の促進	障がいのある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進やメンタルケアなどの家族支援を行います。保護者からの相談は適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修等を行います。	障がい者福祉課 子育て応援課 高齢者支援課 こども家庭センター	ピアカウンセリングの実施	1 件	4 件	4 件	4 件	4 件
家族のレスパイト等のための支援体制の強化	在宅生活における家族や保護者のレスパイトや緊急時対応について、重度障がい者の対応可能な事業所の確保に向けて民間法人の誘致等を検討するとともに、地域生活支援拠点の整備を進めます。	障がい者福祉課	地域生活支援拠点の設置	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所

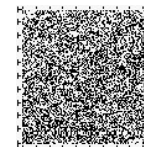




#### 4. 就労支援・居場所づくりの推進

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
文化・芸術活動の支援	障がいのある方の文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。	社会教育課 文化課 障がい者福祉課	・後援、共催事業数 ・障がい者作品展示会の開催	1回 1回	1回 1回	1回 1回	1回 1回	1回 1回
スポーツの機会の拡充	障がいのある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会や、オンラインを活用してスポーツを楽しむことができる場などを作り、障がいのある方の生活・活動の幅を広げていきます。	スポーツ推進課	スポーツ実施率	40.5%	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%
民間団体等との連携による活動の機会の拡充	民間団体等とも連携し、レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障がいのある方の生活・活動の幅を広げるとともに、障がい者スポーツに関するイベントの周知に取り組みます。	スポーツ推進課	スポーツ・運動に関する情報の入手先【行政の窓口】の割合	2.7%	3.0%	3.5%	4.0%	4.5%
障がい者スポーツの周知啓発	東京都障害者スポーツ大会などの周知・啓発に努めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーのひとつとして、多くの市民や企業等に、より広く障がい者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。	スポーツ推進課	現在のスポーツ・運動への取組の満足度	18.9%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%
イベント等の充実による交流機会づくり	スポーツ DAY 青梅等のイベントを通じてスポーツ交流等を促し、障がいのある人となない人が理解しあい、ともに暮らす地域社会の形成を図るために各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。	スポーツ推進課 障がい者福祉課	現在のスポーツ・運動への取組の満足度	18.9%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%
関係機関との連携による地域交流機会の創出の支援	地域の方との連携を深め、障がいのある方が地域へ出る機会を増やすことを目的に、障がい者サポートセンターや市民センター、自治会、各種地域団体と連携し、障がい者作品展示会などの行事をはじめとする地域交流機会の充実を図り、地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。	障がい者福祉課 市民活動推進課	障がい者サポートセンター交流祭の開催	0	1回	1回	1回	1回





事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
就労支援センターの支援力強化	多様なニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	障害者就労支援センターの人員拡充	4人	5人	5人	5人	5人
一般企業への就労の支援	障がい者が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していけるよう支援を行います。	障がい者福祉課	障害者就労支援センターの人員拡充	4人	5人	5人	5人	5人
就労面と生活面双方の支援の提供	就労面の支援としては、職業相談、職場定着支援、ジョブコーチの派遣等を行い、生活面の支援としては、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	障害者就労支援センター相談件数	6,149件	6,608件	6,660件	6,710件	6,760件
関係機関との連携および情報提供の充実	就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成等を行います。	障がい者福祉課	会議・連絡会の開催	1回	1回	1回	1回	1回
関係機関との連携による障がい者就労の促進	障がい者の就労機会の確保については、引き続き、公共職業安定所(ハローワーク)や企業、特別支援学校等との連携を図りながら、障がい者の就労を促進します。	障がい者福祉課	福祉施設連絡会の開催	3回	3回	3回	3回	3回
離職後の支援の推進	離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所(ハローワーク)等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。	障がい者福祉課	障害者就労支援センター相談件数	6,149件	6,608件	6,660件	6,710件	6,760件
企業や障害福祉サービス事業者との連携による支援体制の充実	障がいのある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、一般企業への就労の促進を図るとともに、就労支援を行う障害福祉サービス事業所との連携を進め、就労支援体制の充実を図ります。	障がい者福祉課	一般就労件数	47件	48件	55件	60件	65件



## 2 策定経過等

### 1 地域福祉計画（青梅市重層的支援体制整備事業実施計画、青梅市再犯防止推進計画、青梅市成年後見制度利用促進基本計画）

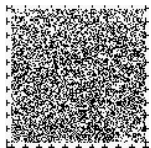
#### （1）協議経過

##### ア 青梅市地域共生社会推進会議

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 4月20日	第1回	・本会議の目的、趣旨、各計画について ・計画策定にかかる基本理念・目標について ・市民アンケート調査の実施について ほか
令和5年 5月26日	第2回	・計画素案作成にかかる意見について ほか
令和5年 8月 7日	第3回	・今までの議論等における整理すべき主な課題および地域福祉計画骨子（案）について ほか
令和5年12月 1日	第4回	・地域福祉総合計画（案）について ほか
令和6年 2月21日	第5回	・地域福祉総合計画（案）について ほか

##### イ 青梅市成年後見制度利用促進審議会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 7月18日	第1回	・委嘱状交付 ・会長および副会長の選任 ・本会議の目的、趣旨について ほか
令和5年11月24日	第2回	・地域福祉計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画（案）について ほか
令和6年 2月 5日	第3回	・地域福祉計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画（案）について ほか



ウ 青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 5月16日	第1回	・第1回地域共生社会推進会議報告 ・計画策定スケジュールについて ほか
令和6年 2月15日	第2回	・地域福祉総合計画（案）について

エ 地域福祉計画部会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 7月27日	第1回	・地域福祉計画について ・重層的支援体制整備事業実施計画について ・成年後見制度利用促進計画および再犯防止推進計画について
令和6年 1月18日	第2回	・地域福祉総合計画（案）について ・取組事例について

(2) 条例・要綱

ア 青梅市地域共生社会推進会議設置要綱

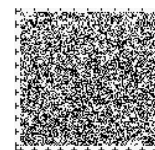
1 設置

この要綱は、青梅市地域福祉計画等(以下「計画」という。))にもとづく施策を推進し、地域共生社会の実現を図るため、青梅市地域共生社会推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、その組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定および変更に関すること。



- (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 計画の評価および見直しに関すること。
- (4) その他計画の推進に関し青梅市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項に関すること。

### 3 組織

推進会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 地域福祉団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

### 4 任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### 5 会長および副会長の職務

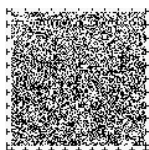
- (1) 推進会議に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### 6 会議

- (1) 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- (2) 推進会議の議長は、会長をもって充てる。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

### 7 部会

- (1) 会長が必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。
- (2) 部会は、会長が指名する委員のほか、市職員で組織する。
- (3) 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員が互選する。
- (4) 部会長は、部会を招集するほか、部会の事務を掌理し、部会の経過および結果を推進会議に報告する。



(5) 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

## 8 報告

会長は、必要に応じて検討等の経過および結果を市長に報告する。

## 9 庶務

推進会議の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

## 11 実施期日等

- (1) この要綱は令和5年4月1日から施行する。
- (2) 第3項に規定する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この要綱の実施前においても行うことができる。
- (3) 青梅市地域福祉計画等進ちょく状況調査委員会設置要綱(平成17年5月1日実施)および青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱(平成30年4月1日実施)は、廃止する。

## イ 青梅市成年後見制度利用促進審議会条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)第14条第2項の規定にもとづき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、青梅市長(以下「市長」という。)の付属機関として、青梅市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

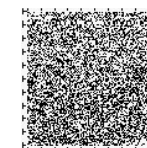
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況についての点検、評価または助言に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験または専門的知識を有する者



- (2) 医師
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民

2 市長は、前条各号に規定する事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に、市長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

(委員および臨時委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から前条第2項の規定による調査審議が終了した日または前項の委員の任期が満了する日のいずれか早い日までとする。

3 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員および議事に関する臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員および議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

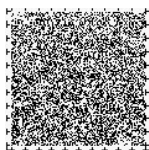
4 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、オンライン会議(映像および音声の送受信により、委員および議事に関する臨時委員の間で同時かつ双方向に対話することができるシステムを利用した会議をいう。以下同じ。)を行い、または書面による審議を発議することができる。この場合において、オンライン会議への出席および書面による審議への参加を第2項の出席とみなし、書面による審議にかかる可否は書面によるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。





(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期の満了日は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日とする。

ウ 青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会設置要綱

1 設置

この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の3に規定する地域生活課題の解決のための包括的な支援体制(以下「包括的支援体制」という。)の整備および各種計画の施策の推進に関し、必要な事項を調査検討するため、青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 包括的支援体制の整備に関すること。

(2) 次に掲げる計画の策定および改訂に関すること。

ア 社会福祉法第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画

イ 社会福祉法第106条の5の規定にもとづく青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

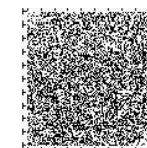
ウ 次に掲げる高齢者福祉に関する計画

(ア) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定にもとづく青梅市高齢者保健福祉計画

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定にもとづく青梅市介護保険事業計画

エ 次に掲げる障害者福祉に関する計画

(ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定にもとづく青梅市障害者計画



- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定にもとづく青梅市障害者福祉計画
  - (ウ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定にもとづく青梅市障害児福祉計画
  - オ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項にもとづく青梅市成年後見制度利用促進計画
  - カ その他委員会が必要と認める計画
- (3) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 3 組織

- (1) 委員会は、委員17人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 健康福祉部長

イ 副委員長 こども家庭部長

ウ 委員 企画政策課長、市民安全課長、交通政策課長、防災課長、市民活動推進課長、地域福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て応援課長、こども家庭センター所長、住宅課長および学務課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

### 4 委員長の職務および代理

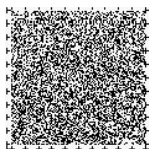
- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見の聴取もしくは説明を聴き、または資料の提供を求めることができる。

### 6 部会

- (1) 委員会は、必要があると認めるときは、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次のアからウまでに掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める事項とする。



ア 地域福祉計画部会 第2項第2号ア、イおよびオに規定する計画に関する事項

イ 高齢者福祉計画部会 第2項第2号ウ(ア)および(イ)に規定する計画に関する事項

ウ 障害者福祉計画部会 第2項第2号エに規定する計画に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、委員会は、その設置目的を達成するために必要な部会を設置することができる。

(3) 部会に属すべき委員は、委員会が指名する。

(4) 部会に部会長を置き、委員会が指名する委員がこれに当たる。

(5) 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査検討の経緯および結果を委員会に報告する。

(6) 部会の会議については、前項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 7 庶務

(1) 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(2) 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 9 施行期日等

(1) この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

(2) 次に掲げる要綱は、廃止する。

ア 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱(平成29年4月1日実施)

イ 青梅市障害者計画等庁内連絡会議設置要綱(平成25年9月17日実施)

ウ 青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会設置要綱(令和4年6月7日実施)



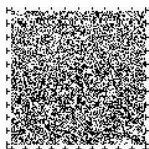
(3) 委員

ア 青梅市地域共生社会推進会議委員

区 分	氏 名	所属団体等
学識経験者等	大橋 謙策	公益財団法人テクノエイド協会理事長 NPO法人日本地域福祉研究所顧問、日本社会事業大学名誉教授
学識経験者等	杉田 真衣	東京都立大学人文社会学部准教授
学識経験者等	江成 道子	一般社団法人日本シングルマザー支援協会代表理事
学識経験者等	山下 望	社会福祉法人南風会常務理事、東京都障害者施策推進協議会専門委員
地域団体	宮口 泉	青梅市自治会連合会会長
地域団体	林 美明	青梅市民生・児童委員合同協議会会長
地域団体	小山登美夫	高齢者クラブ連合会会長
地域団体	本橋 義雄	西多摩地区保護司会青梅分区分長
市 民	鳥居塚 卓	公募市民
市 民	平原 一修	公募市民
市 民	栗原 寿江	公募市民

イ 青梅市成年後見制度利用促進審議会委員

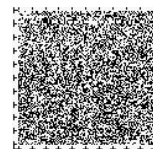
区 分	氏 名	所属団体等
学識経験者	小野 敏明	田園調布学園大学名誉教授
専門的知識を有する者	田中洋一郎	弁護士
医 師	中野 和広	中野クリニック医院長
福祉関係者	小嶋 直之	青梅市老人福祉施設長会会長
福祉関係者	林 美明	青梅市民生・児童委員協議会会長



福祉関係者	諸澤 倫子	青梅市地域包括支援センターうめぞの
福祉関係者	山下 望	社会福祉法人南風会常務理事、東京都障害者施策推進協議会専門委員
市 民	山浦 賢一	公募市民

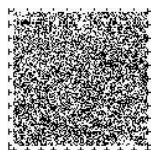
ウ 青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会委員

区 分	氏 名	役 職
委員長	増田 博司	健康福祉部長
副委員長	木村 芳夫	こども家庭部長
委 員	野村 正明	企画政策課長
〃	田島 一紀	市民安全課長
〃	河村 純	交通政策課長
〃	梶 雅善	防災課長
〃	小井戸雄一	市民活動推進課長
〃	茂木 正	地域福祉課長
〃	佐々木良介	生活福祉課長
〃	杉山 智則	介護保険課長
〃	大越 理良	高齢者支援課長
〃	斎藤 剛	障がい者福祉課長
〃	小林 靖幸	健康課長
〃	濱野 剛	子育て応援課長
〃	中村 幸子	こども家庭センター所長
〃	福島 雅俊	住宅課長
〃	山田 浩之	学務課長



工 地域福祉計画部会委員

区 分	氏 名	役 職
部会長	茂木 正	地域福祉課長
部会員	臼井 陽平	企画政策課企画政策担当主査
〃	内田 幸宗	市民安全課市民相談係長
〃	高橋 雄飛	交通政策課交通政策担当主査
〃	小野里 巧	防災課危機管理係長
〃	小林智恵子	市民活動推進課地域支援係主任
〃	田中 新一	地域福祉課庶務係長
〃	内山 貴宏	地域福祉課福祉政策担当主査
〃	吉澤 誠	地域福祉課地域支援係長
〃	田村 啓司	地域福祉課指導検査係長
〃	松井 慎治	生活福祉課保護第二係長
〃	小林 飛翔	介護保険課介護保険管理係主任
〃	内藤 健	高齢者支援課包括支援係長
〃	野寄 祐子	障がい者福祉課相談支援係主任
〃	陶山 晶平	健康課健康推進係長
〃	師岡 幹雄	子育て応援課子育て推進係長
〃	鈴木 遼太	こども家庭センターこども家庭センター係長
〃	南條 敦宏	住宅課住宅政策係長
〃	前田 徹	学務課学務係長

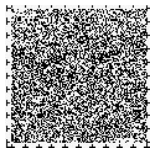


## 2 青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画（青梅市認知症施策推進計画）

### (1) 協議経過

#### ア 青梅市介護保険運営委員会

年 月 日	区 分	内 容
令和4年 5月23日	令和4年度 第1回	・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の策定スケジュールについて
令和4年 7月25日	令和4年度 第2回	・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の策定について ・高齢者等実態調査の実施に伴う部会の設置について ・日常生活圏域および地域包括支援センター運営体制の見直しについて
令和4年11月 7日	令和4年度 第3回	・第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進ちよく状況について ・青梅市地域福祉総合計画の策定について（第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との合本化） ・日常生活圏域および地域包括支援センター運営体制の見直しについて ・高齢者等実態調査について
令和4年12月23日	令和4年度 第4回	・日常生活圏域および地域包括支援センター運営体制の見直しについて
令和5年 1月30日	令和4年度 第5回	・日常生活圏域および地域包括支援センター運営体制の見直しについて
令和5年 4月28日	令和5年度 第1回	・青梅市地域福祉総合計画および地域共生社会推進会議について ・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定スケジュールについて ・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にかかる調査結果について（中間報告）
令和5年7月21日	令和5年度 第2回	・青梅市地域福祉総合計画および地域共生社会推進会議について ・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標について



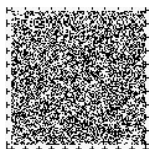
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にかかる調査結果について</li> <li>・地域包括支援センターの選定について</li> </ul>
令和5年10月18日	令和5年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案について</li> <li>・介護予防における新規事業について</li> </ul>
令和5年11月20日	令和5年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について</li> </ul>
令和6年2月1日	令和5年度 第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間における介護保険料について</li> <li>・青梅市介護保険条例の一部改正について</li> <li>・青梅市指定居宅介護支援等の人員および運営に関する基準条例の一部改正について</li> </ul>

#### イ 青梅市高齢者等実態調査部会

年 月 日	区 分	内 容
令和4年10月3日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた調査の実施について</li> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について</li> <li>・在宅介護実態調査について</li> <li>・介護サービス事業所調査について</li> </ul>

#### ウ 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年8月16日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青梅市地域福祉総合計画および地域共生社会推進会議について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の策定スケジュールについて</li> </ul>





		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進ちよく状況について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の施策体系（案）について</li> <li>・第7次青梅市総合長期計画について（抜粋）</li> <li>・第9期計画策定における厚生労働省の基本指針について</li> </ul>
令和5年10月26日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の施策体系について</li> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画の各論について</li> </ul>
令和6年1月12日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画（案）について</li> <li>・認知症施策推進計画について</li> </ul>

## エ 高齢者福祉計画部会

年月日	区分	内容
令和5年8月7日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会の趣旨、計画の概要および今後のスケジュールについて</li> <li>・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の骨子案について</li> </ul>
令和5年10月20日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の各論について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>

### (2) 条例・要綱

#### ア 青梅市介護保険条例(抜粋)

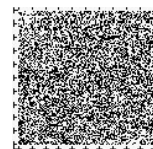
#### 第4章 介護保険運営委員会

##### (介護保険運営委員会)

第11条 介護保険の運営等に関し必要な事項を調査審議するため、市長の付属機関として青梅市介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関すること。
- (2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。



- (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関する事。
  - (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関する事。
  - (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項
- 3 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員 13 人以内をもって組織する。
- (1) 被保険者の代表 4人
  - (2) 事業者の代表 4人
  - (3) 学識経験者 5人以内
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 6 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 7 臨時委員の任期は、当該特別な事項の調査審議期間とする。

#### イ 青梅市介護保険規則(抜粋)

##### 第6章の2 介護保険運営委員会

(会長および副会長)

第 52 条の2 青梅市介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)に会長および副会長を置く。

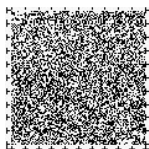
- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 52 条の3 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員および臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員および臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)



第52条の4 会長は、条例第11条第2項各号に規定する事項を調査審議するため、部会を設置することができる。

(関係者の出席等)

第52条の5 会長は、委員会の会議に必要があると認めるときは、委員および臨時委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第52条の6 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、委員会の会議に出席した委員および臨時委員の過半数の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第52条の7 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(その他)

第52条の8 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### ウ 青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会設置要綱（再掲）

##### 1 設置

この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の3に規定する地域生活課題の解決のための包括的な支援体制(以下「包括的支援体制」という。)の整備および各種計画の施策の推進に関し、必要な事項を調査検討するため、青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

##### 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 包括的支援体制の整備に関すること。
- (2) 次に掲げる計画の策定および改訂に関すること。

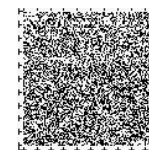
ア 社会福祉法第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画

イ 社会福祉法第106条の5の規定にもとづく青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

ウ 次に掲げる高齢者福祉に関する計画

(ア) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定にもとづく青梅市高齢者保健福祉計画

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定にもとづく青梅市介護保険事業計画



エ 次に掲げる障害者福祉に関する計画

(ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定にもとづく青梅市障害者計画

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定にもとづく青梅市障害者福祉計画

(ウ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定にもとづく青梅市障害児福祉計画

オ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項にもとづく青梅市成年後見制度利用促進計画

カ その他委員会が必要と認める計画

(3) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 3 組織

(1) 委員会は、委員17人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 健康福祉部長

イ 副委員長 こども家庭部長

ウ 委員 企画政策課長、市民安全課長、交通政策課長、防災課長、市民活動推進課長、地域福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て  
応援課長、こども家庭センター所長、住宅課長および学務課長

(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

### 4 委員長の職務および代理

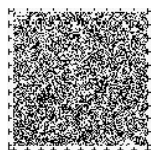
(1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

(1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見の聴取もしくは説明を聴き、または資料の提供を求めることができる。



## 6 部会

(1) 委員会は、必要があると認めるときは、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次のアからウまでに掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める事項とする。

ア 地域福祉計画部会 第2項第2号ア、イおよびオに規定する計画に関する事項

イ 高齢者福祉計画部会 第2項第2号ウ(ア)および(イ)に規定する計画に関する事項

ウ 障害者福祉計画部会 第2項第2号エに規定する計画に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、委員会は、その設置目的を達成するために必要な部会を設置することができる。

(3) 部会に属すべき委員は、委員会が指名する。

(4) 部会に部会長を置き、委員会が指名する委員がこれに当たる。

(5) 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査検討の経緯および結果を委員会に報告する。

(6) 部会の会議については、前項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 7 庶務

(1) 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(2) 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 9 施行期日等

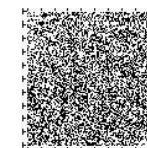
(1) この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

(2) 次に掲げる要綱は、廃止する。

ア 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱(平成29年4月1日実施)

イ 青梅市障害者計画等庁内連絡会議設置要綱(平成25年9月17日実施)

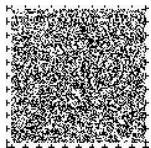
ウ 青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会設置要綱(令和4年6月7日実施)



(3) 委員

ア 青梅市介護保険運営委員会委員

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
被保険者の代表	小山登美夫	青梅市高齢者クラブ連合会の代表	
被保険者の代表	和山 満雄	青梅市自治会連合会の代表	R5.4.27 退任
被保険者の代表	高畑 一男	市民から一般公募	R5.4.27 退任
被保険者の代表	吉永 紀子	市民から一般公募	R5.4.27 退任
被保険者の代表	沖山 哲	市民から一般公募	R5.4.28 就任
被保険者の代表	橋本満智子	市民から一般公募	R5.4.28 就任
被保険者の代表	木村 誠志	青梅市民生児童委員合同協議会の代表	R4.12.23 就任
事業者の代表	藤本 稔巳	介護老人福祉施設の代表	R5.4.27 退任
事業者の代表	石田 信彦	介護老人保健施設の代表	R5.4.27 退任
事業者の代表	小嶋 直之	介護老人福祉施設の代表	R5.4.28 就任
事業者の代表	角田 昭文	地域密着型サービス連絡会の代表	R5.4.28 就任
事業者の代表	相墨 欽章	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表	
事業者の代表	坂本 竜	居宅サービス事業者の代表	
学識経験者	土田 大介	青梅市医師会の代表	
学識経験者	百瀬 澄雄	青梅市歯科医師会の代表	
学識経験者	田中 三広	青梅市薬剤師会の代表	
学識経験者	新井 一夫	青梅市接骨師会の代表	
学識経験者	小柳 友次	青梅市民生児童委員合同協議会の代表	R4.12.22 退任
学識経験者	菅沼 隆	大学教授等	R5.4.28 就任



臨時委員	植田 拓也	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所	R5.7.21～R6.3.31
------	-------	---------------------------	-----------------

イ 高齢者等実態調査部会員

区 分	氏 名	所属団体等
被保険者の代表	小山登美夫	青梅市高齢者クラブ連合会の代表
被保険者の代表	和山 満雄	青梅市自治会連合会の代表
事業者の代表	相墨 欽章	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表
事業者の代表	坂本 竜	居宅サービス事業者の代表
学識経験者	土田 大介	青梅市医師会の代表
学識経験者	新井 一夫	青梅市接骨師会の代表

ウ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会員

区 分	氏 名	所属団体等
被保険者の代表	小山登美夫	青梅市高齢者クラブ連合会の代表
被保険者の代表	橋本満智子	市民から一般公募
事業者の代表	相墨 欽章	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表
事業者の代表	坂本 竜	居宅サービス事業者の代表
学識経験者	土田 大介	青梅市医師会の代表
学識経験者	新井 一夫	青梅市接骨師会の代表
学識経験者	菅沼 隆	大学教授等
臨時委員	植田 拓也	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所



工 高齢者福祉計画部会員

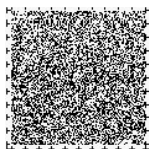
区 分	氏 名	役 職
部会長	大越 理良	高齢者支援課長
部会員	内田 幸宗	市民安全課市民相談係長
〃	高橋 雄飛	交通政策課交通政策担当主査
〃	小野里 巧	防災課危機管理係長
〃	岡崎 徹	保険年金課後期高齢者医療係長
〃	田中 新一	地域福祉課庶務係長
〃	小林 飛翔	介護保険課主任
〃	小沼 彩子	高齢者支援課主査
〃	草間 千幸	障がい者福祉課主査
〃	檜島 恵子	健康課特定健診係長
〃	南條 敦宏	住宅課住宅政策係長

### 3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

(1) 協議経過

ア 青梅市障害者地域自立支援協議会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 5月15日	第1回	・青梅市障害者計画等検討委員会委員の推薦について ほか
令和5年 8月23日	第2回	・青梅市障害者計画策定のための基礎調査結果報告について ほか
令和5年12月11日	第3回	・障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の素案について ほか
令和6年 2月 2日	第4回	・地域福祉総合計画のパブリックコメント実施結果について ほか





イ 障害者計画等検討委員会

年 月 日	区 分	内 容
令和5年 9月28日	第1回	・委嘱状交付 ・委員長および副委員長の選出 ・障害者計画の体系(案)について ほか
令和5年10月30日	第2回	・第5期青梅市障害者計画の事業評価について ・障害者計画の骨子(案)について ほか
令和5年11月29日	第3回	・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の素案について ほか
令和6年 1月23日	第4回	・パブリックコメントの実施結果について ・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について ほか

(2) 条例・要綱

ア 青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱

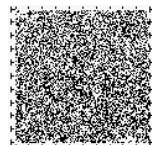
1 設置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3にもとづき、障害のある人とその家族が、地域の中で安心して普通に暮らしていけるよう、地域における自立支援について協議するとともに、関係機関との連携により障害のある人への支援環境を充実させるため、青梅市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 所掌事務

協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 分野を越えた地域のネットワーク(顔と顔が見える関係)づくりに関すること。
- (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。
- (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。
- (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。



(5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。

(6) 社会資源の開発および改善に関すること。

(7) その他協議会において必要と認めること。

### 3 組織

協議会は、次に掲げる委員 20 人以内で組織する。

(1) 指定相談支援事業者

(2) 指定障害福祉サービス事業者

(3) 保健、医療関係者

(4) 教育関係者

(5) 障害当事者および家族の代表

(6) 民生児童委員の代表

(7) 商工団体の代表

(8) 青梅市社会福祉協議会の代表

(9) 学識経験者

(10) その他青梅市長(以下「市長」という。)が必要と認める者

### 4 委嘱

委員は、市長が委嘱する。

### 5 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

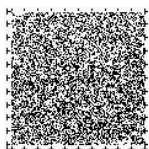
### 6 役員

協議会には、会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 7 会議



協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

#### 8 意見の聴取等

会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

#### 9 専門部会

(1) 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(2) 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(3) 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

#### 10 意見の聴取等

部会長は、専門部会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

#### 11 事務局

協議会の事務局は、障がい者福祉担当課に置く。

#### 12 守秘義務

協議会および専門部会(以下「協議会等」という。)の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

#### 13 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 14 実施期日

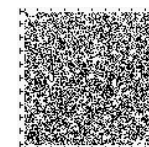
この要綱は、平成 20 年9月 24 日から実施する。

#### 15 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、平成 23 年4月1日から実施する。

(2) この要綱の一部改正は、平成 24 年4月1日から実施する。

(3) この要綱の一部改正は、平成 25 年4月1日から実施する。



## イ 青梅市障害者計画等検討委員会設置要綱

### 1 設置

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定にもとづく第6期青梅市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定にもとづく第7期青梅市障害福祉計画および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定にもとづく第3期青梅市障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市障害者計画等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、障害者計画等の策定に関し、必要な事項を検討する。

### 3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長(以下「市長」という。)が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 障害当事者または家族
- (4) 指定障害福祉サービス事業者
- (5) 民生・児童委員
- (6) 学校教育関係者
- (7) 青梅市障害者地域自立支援協議会の代表

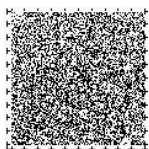
### 4 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から第8項に規定する報告のあった日までとする。

### 5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 6 会議



委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長になる。

#### 7 意見の聴取等

委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または、資料の提出を求めることができる。

#### 8 報告

委員長は、委員会の検討結果を市長に報告する。

#### 9 庶務

委員会の庶務は、障がい者福祉課において処理する。

#### 10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 11 実施期日等

この要綱は、令和5年6月22日から実施し、第8項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。

### ウ 青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会設置要綱（再掲）

#### 1 設置

この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の3に規定する地域生活課題の解決のための包括的な支援体制(以下「包括的支援体制」という。)の整備および各種計画の施策の推進に関し、必要な事項を調査検討するため、青梅市包括的支援体制整備等庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

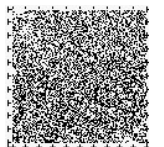
- (1) 包括的支援体制の整備に関すること。
- (2) 次に掲げる計画の策定および改訂に関すること。

ア 社会福祉法第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画

イ 社会福祉法第106条の5の規定にもとづく青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

ウ 次に掲げる高齢者福祉に関する計画

(ア) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定にもとづく青梅市高齢者保健福祉計画



- (イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定にもとづく青梅市介護保険事業計画
- エ 次に掲げる障害者福祉に関する計画
- (ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定にもとづく青梅市障害者計画
- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定にもとづく青梅市障害者福祉計画
- (ウ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定にもとづく青梅市障害児福祉計画
- オ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項にもとづく青梅市成年後見制度利用促進計画
- カ その他委員会が必要と認める計画
- (3) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 3 組織

(1) 委員会は、委員17人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 委員長 健康福祉部長

イ 副委員長 こども家庭部長

ウ 委員 企画政策課長、市民安全課長、交通政策課長、防災課長、市民活動推進課長、地域福祉課長、生活福祉課長、介護保険課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て応援課長、こども家庭センター所長、住宅課長および学務課長

(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

### 4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

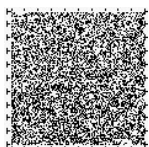
(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

(1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見の聴取もしくは説明を聴き、または資料の提供を求めることができる。

### 6 部会



(1) 委員会は、必要があると認めるときは、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次のアからウまでに掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める事項とする。

ア 地域福祉計画部会 第2項第2号ア、イおよびオに規定する計画に関する事項

イ 高齢者福祉計画部会 第2項第2号ウ(ア)および(イ)に規定する計画に関する事項

ウ 障害者福祉計画部会 第2項第2号エに規定する計画に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、委員会は、その設置目的を達成するために必要な部会を設置することができる。

(3) 部会に属すべき委員は、委員会が指名する。

(4) 部会に部会長を置き、委員会が指名する委員がこれに当たる。

(5) 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査検討の経緯および結果を委員会に報告する。

(6) 部会の会議については、前項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 7 庶務

(1) 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(2) 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 9 施行期日等

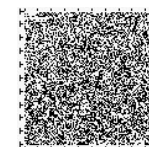
(1) この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

(2) 次に掲げる要綱は、廃止する。

ア 青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱(平成29年4月1日実施)

イ 青梅市障害者計画等庁内連絡会議設置要綱(平成25年9月17日実施)

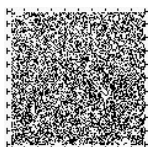
ウ 青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会設置要綱(令和4年6月7日実施)



(3) 委員

ア 青梅市障害者地域自立支援協議会委員

区 分	氏 名	所属団体等
指定相談支援事業者	加藤小百合	青梅市障がい者サポートセンター主任支援員
指定相談支援事業者	副田 拓人	社会福祉法人南風会青梅学園支援主任
指定障害福祉サービス事業者	宮崎 啓太	社会福祉法人友愛学園地域交流プラザゆうあい施設長
指定障害福祉サービス事業者	大栗 重幸	青梅市自立センター就労支援事業所課長補佐
保健、医療関係者	古久保俊樹	医療法人財団良心会青梅成木台病院作業療法士
保健、医療関係者	下地 直樹	多機能型支援施設ほたるの里施設長
保健、医療関係者	鈴木 晶子	東京都西多摩保健所保健対策課課長代理
教育関係者	田中 明子	青梅市中学校長会会長
教育関係者	白鳥 誠	東京都立青峰学園進路指導部教諭
障害当事者および家族の代表	朝長 靖子	青梅市重症心身障害児（者）を守る会会長
障害当事者および家族の代表	野村 光	
障害当事者および家族の代表	星野 絵美	
障害当事者および家族の代表	市川由美子	
障害当事者および家族の代表	及川 恵子	
民生児童委員の代表	河邊 昌弘	青梅市民生児童委員合同協議会障害者福祉研究部会長
商工団体の代表	細川 卓也	青梅商工会議所地域振興課長
青梅市社会福祉協議会の代表	遠藤 朱美	青梅市社会福祉協議会地域係長
学識経験者	井原 哲人	白梅学園大学准教授
その他市長が必要と認める者	今井りえ子	特定非営利活動法人青梅こども未来副代表理事





イ 青梅市障害者計画等検討委員会委員

区 分	氏 名	所属団体等
保健・医療関係者	馬場 潤	二俣尾診療所院長
保健・医療関係者	村上邦仁子	東京都西多摩保健所保健対策課長
学識経験者	吉池 久	東京都立青峰学園校長
障害当事者または家族	朝長 靖子	青梅市重症心身障害児(者)を守る会会長
障害当事者または家族	尾根 清美	あゆみの会会長
障害当事者または家族	島田 英己	青梅市障害者団体連合会理事
指定障害福祉サービス事業者	山下 望	社会福祉法人南風会常務理事
指定障害福祉サービス事業者	宮崎 啓太	社会福祉法人友愛学園地域交流プラザゆうあい施設長
民生委員・児童委員	河邊 昌弘	青梅市民生児童委員合同協議会障害者福祉研究部会長
学校教育関係者	田中 明子	青梅市中学校長会会長
青梅市障害者地域自立支援協議会の代表	遠藤 朱美	青梅市社会福祉協議会地域係長



### 3 パブリック・コメント実施結果

#### 1 実施期間

令和5年12月15日(金)～12月28日(木) 14日間

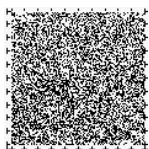
#### 2 意見募集結果

10名 15件

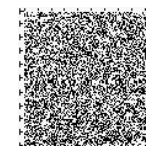
#### 3 意見要旨および市の考え方

区分：①総論、②地域福祉計画、③高齢・介護計画、④障害者等計画、⑤その他

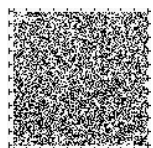
No.	区分	意見要旨	市の考え方
1	①	歴史的な趣きのある青梅駅付近が東青梅駅付近のような殺伐としたコンクリートの建物に包まれることがないことないよう祈っています。また、その趣きを残しつつ、現代の若者たちにも魅力を持ってもらえる”古さの中の新鮮さ”を残し、奨励するための古くとも新しい街づくりに期待しております。また、青梅市の街道は、歩道が完備していますので、歩行運動にはびったりです。これからも歩行者のみならず、車いすの方々も安心して出られる歩道づくりをお願いいたします。	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めてまいります。

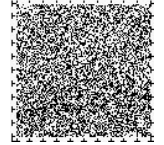


No.	区分	意見要旨	市の考え方
2	①	<p>(1)青梅市地域福祉総合計画(表紙～第1編_総論) 9～10ページ</p> <p>市民センター(図書館)へ相談支援体制を設けるのはよいと思う。 私的感想として、子どもが大人の多い市役所へ行きたいとは思わない。 子どもの目に入りそうなところで設置、または派遣するとより効果的だと考えられる。 理由は、知る機会の問題。知らなければ、そもそも相談しようと思わない。 例えば青梅市内なら永山公園でのイベントに地域福祉コーディネーターを向かわせるなど、市民センターと縁がない人でもこういうイベントには顔を出す可能性がある。必要な時に頼ってもらいたいなら、地道ながら機会を増やすことが大事なはず。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、地域福祉コーディネーターは、御自宅等へ訪問して相談をお受けするアウトリーチも実施することとしております。イベント等への参加は今後検討してまいります。</p>
3	①	<p>(1)青梅市地域福祉総合計画(表紙～第1編_総論) 12ページ</p> <p>定住に関して。緊急自動車の騒音が気になる。青梅インターで毎回『交通の利便性』をアピールしている反面、トラックの通行も目立つので、可能であれば対策して欲しいところ。 よって婚姻後、青梅市を後にするかもしれない。 防音に関して補助や対策をしてくれるなら、勧めて婚姻後に青梅市を選ぶかもしれない。実際に住み始めてから判明することも少なくない。 青梅市のパブリックイメージに「静かに暮らせる」事をアピールするならこの点力を入れると「わかりやすい」と思う。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>今後もより住みやすいまちづくりを目指して検討してまいります。</p>
4	②	<p>(2)青梅市地域福祉総合計画(第2編_地域福祉計画)24ページ特にない・不明無回答が0%。この「特にない」の項目不要では？その他が11.5%なので別の項目1つ増やす方が有意義に思う。「交通面」とか「騒音」とか。青梅市は自転車がないと相当辛い上に、車の出入りのしづらさは問題に挙がらない方がおかしい。人によっては買い物すら苦労するのではないか。</p>	<p>アンケート調査の回答項目に「特にない」を設けましたが、回答いただいた方がおられませんでしたので、0%としております。その他の項目の見直し等、貴重な御意見として参考にさせていただきます。次回のアンケート調査を実施する際に検討してまいります。</p>

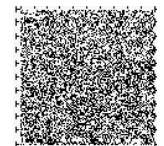


No.	区分	意見要旨	市の考え方
5	②	<p>(2)青梅市地域福祉総合計画(第2編_地域福祉計画) 26ページ</p> <p>(要約)相談機関を知っていますか。という問いで若年層が知らないと答えるのは当然かと思う。</p> <p>では、全年代で、いくつの時(何歳)に知ったか?というデータが欲しい。どうやって知ることができたかまで分かると効果的なアプローチが見えてくるのではないだろうか。これはデータを見なくても予想がつく事なので、「いずれも知らない」事にスポットを当てて『理由』を探らないと有効活用しづらいのではないか。</p> <p>しかし、これは知らない人に聞くよりも、全年代で「どうやって知ったか」を探ることで理由が見えてくるかもしれない。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>次回アンケート調査をする際に検討してまいります。</p>
6	②	<p>(2)青梅市地域福祉総合計画(第2編_地域福祉計画) 41ページ</p> <p>農林水産省は受刑者の労働について活路を見出そうとしているので、青梅市で支援したらどうか。</p> <p>最近の「ホタテの殻剥き作業断念」は記憶に新しく、加工品を『輸出できない』とのこと。国内(市内)で消費する分には問題にならない。青梅市は広いと言う特徴があるので、農業など割り当てられたら食料自給率も上がる。農業を通じた福祉という考え方で再犯防止と生きやすい青梅市につながるのではないだろうか。問題を増やすリスクはあるものの見える問題に対して(みんなで)取り組むことで地域の連携に役立つと思う。東京都としても、取り組むことで青梅市は他市より詳しいプロフェッショナル知見を得られるだろう。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>本計画と一体で策定する「青梅市再犯防止推進計画」の具体的な取組において、農福連携も含め、就労に向けた支援について、今後検討してまいります。</p>

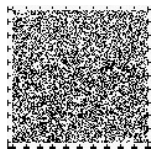


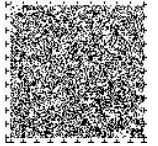


No.	区分	意見要旨	市の考え方
7	③	<p>・6年ほど前まで、65歳以上が無料で入れる福祉風呂が市内に3か所ありました。前市長は老朽化などの理由で廃止しましたが、新市長は高齢者福祉のために何らかの施設(浴用できる施設)が必要との表明をされています。P72にもありますように「(1)65歳健康寿命」を伸ばす。P107にある「高齢者がいきいき暮らすまち」作りにもありますように、福祉風呂の復活が急務と考えます。福祉風呂があれば、高齢者はそれを目的に外出が増え、利用者同士の交流ができて生活にリズムができ、はつらつと生きていくことができます。6年前に利用したとき、ある男性が足が悪いがここまでバス利用して、バス停から歩いてきた。家にこもりがちになるが、この風呂に入りにくることで刺激になると言っていました。高齢者や障害のある方は無料とし、それ以外は、東京都銭湯基準に準じる料金体系とすれば誰もが利用でき、かつ将来の観光施設としての役割も担うものと確信します。・現在、65歳以上に温泉保養施設の利用料の助成制度があります。年12回、1日1回の300円の補助です。都内の他の行政区では、月4回ないし5回で、200円を入れる施設があります。青梅市でも、利用回数年12回としても、200円にて利用できるようにしていただきたい。</p>	<p>入浴施設を新たに設置する予定はありませんが、現在、市内2か所および市外7か所で1回300円の温泉保養施設利用助成事業を実施しており、令和4年度は3,191人の市民の方から申請があり、延べ15,950回御利用いただき、好評いただいております。また、助成額300円については、23区の一部において200円の入浴できる制度があることは承知しておりますが、多摩地区で見ますと、1人暮らしでお風呂が無い方や非課税世帯のみが対象の自治体などもあり、青梅市の補助条件が特に低いとは考えていないため、金額を変更する予定はありません。高齢者の交流や生きがいづくりについては、「基本方針1 生きがいづくり・介護予防等の推進」にありますように各種事業を予定しておりますので御活用をお願いします。</p>
8	③	<p>今の自立健康体操を続けて健康で生きたい。 認知症にかからないための学びの場所があればうれしい。</p>	<p>認知症予防については市でも重要な課題と認識しております。認知症についての学びの場といたしまして、認知症の予防や正しい理解の普及について「基本方針2認知症に関する支援の充実」に記載しておりますのでぜひ御活用ください。認知症予防や介護予防につきましても各種事業や職種と連携を行い、これまで以上に多くの方に利用していただけるよう周知の工夫や施策の充実を図ってまいります。</p>

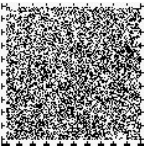


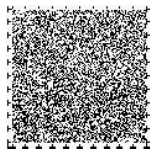
No.	区分	意見要旨	市の考え方
9	③	<p>(3)青梅市地域福祉総合計画(第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画) 高齢について。</p> <p>支える側、支えられる側。少なくとも支えられる側になるべくならないので、予防医学の観点でアルツハイマー等、認知症予防をしっかり受けられると尊厳が守られ、人材としても経験と知識を活かしやすくなり、QOLを高められるのではないだろうか。</p> <p>高齢に必要なケアと介護コストは年中耳に入る課題で、主に家族として支える側の心理的負担は懸念される。「身体だけが健康であっても」物悲しい思いが残る。寝たきりになったとしても「ありがとう」くらいは言いたいかなと思う。</p>	<p>認知症予防については市でも重要な課題と認識しております。認知症の予防や正しい理解の普及につきましては「基本方針2認知症に関する支援の充実」に記載しておりますのでぜひ御活用ください。認知症の方の尊厳が守られ、いつまでもその人らしく生活を続けていただくために各種事業の充実に力を入れてまいります。</p>



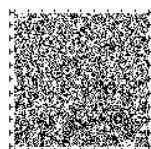


No.	区分	意見要旨	市の考え方
10	③	<p>第1編 ①P16→「支える側」「支えられる側」暮らしづくり 生きがいづくり介護予防推進 ア健康づくりのための継続的な支援 イ 健康のための体力づくり とありますが、NPO 団体の事業も含まれるのでしょうか？それとも市の主催の体操指導やボランティア活動のみを推進していくのでしょうか？②協働による計画の推進 (3)NPO・ボランティア団体・自治会・・・地域で行われている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応行くことが求められています、とありますが具体的にはどのようなことが求められるのか？第3編 ③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 アンケート調査 介護予防教室年2回の開催の参加者少数やはりボランティアだけでは難しいのではないかと？④P111→65歳からは高齢者支援課の対象になるが現在の高齢者支援課ではボランティア、シルバー人材、敬老会、社会福祉系、その他の業務が多く「健康づくり」少ない。現在の65歳～75歳は非常に若い。この10年をいかに健康で充実した生活を送ることで75歳～85歳が介護必要としない人数を増やせる。すると先の10年元気な85歳～95歳につながる現在、健康運動指導士として青梅市で「自立生活体操」を行っています。10年以上健康課の体操も指導。今回初めて各市民センターで「青梅市福祉総合計画(案)」が目にとまりました。青梅市の高齢化率や地域別世帯数、他にも興味深いことが多く勉強になりました。また、この資料をもっと多くの市民に見てもらいたいとも思います。(意見募集)期間はもう少し長いとよかったです。昨今100歳時代と言われていますが、介護の心配ではなく、これからは今「健康で元気な方」を維持して行くことが必要と考えます。65歳～の方は若くアンケート調査にもあるようにボランティアにも興味があるようなので健康づくりのイベントからボランティアにつながる取りくみがあると地域のつながりも生まれ、参加しやすいのではないのでしょうか？青梅市の健康づくりにこれかも尽力していきたいと思っています。時間があれば私たちの活動を知っていただき支援もいただけたらうれしいです。</p>	<p>①お見込みの通り NPO 団体等の事業も含まれます。②多様な状況が想定されますが、制度のはざままで支援が困難な方などに対する属性を問わない地域の支え合い活動の推進などが挙げられます。③④介護予防教室は令和4年度年に62回実施しており、市および地域包括支援センターが主催しております。介護予防講演会は年に2回、医師などを講師として開催しております。介護予防につきましては、高齢者がお元気なうちから、取り組んでいただけるよう、周知の工夫や施策の充実を図って参ります。また各種事業やイベントからボランティアなどの生きがいづくりにつながる仕組みづくりや、関係部署と連携し、健康づくりや健康寿命の延伸に向けて活動している団体や教室、取組などの周知を図ってまいります。</p>





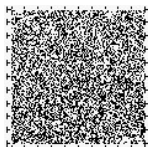
No.	区分	意見要旨	市の考え方
11	④	P128 現在、高齢者、障害者が増加する一方で、青梅市地域福祉総合計画にもあるように、就労継続支援 A 型、就労定着支援が下回っている。また、共同生活援助グループホームは、大きく伸びていると記載されています。しかし、現状は閉鎖されている所もあり、入所が困難です。また、一般企業の障害者枠での就労も希望が殺到する中で狭き門です。障害者も皆と一緒に仕事をしたいと思っているが、実際は希望に添えていません。障害者雇用の受け皿を大きくしていただき、障害者と共に働きたいと思える人材を育成していただきたいと思います。就労後(16時以降、休日等)の居場所もありません。これから大きく変わることを期待しております。	障がい者グループホームにつきましては、障がいのある方が地域で自立した生活を送るために、今後もニーズの把握と適正なサービスの確保に努め、支援体制の充実を図ってまいります。特に、親亡き後の支援体制として、重度障がい者に対応できるグループホームの確保に努めてまいります。また、就労支援につきましては、障がいのある方の就労後の職業定着支援や就労拡大のための企業開拓に向けて、引き続き、障害者就労支援センターを中心として関係機関等との連携を図っていくとともに、学校教育において障害についての理解促進に取り組んでまいります。
12	④	P149 居住系サービスの充実学校卒業後の生活介護等の施設が少なすぎる。自立センターの老朽化、安全面でも考えていく必要があるのでは？学年によって多数(3年後は大多数)の障害者が行き場を失うことが予想される。数の把握と計画を願います。P152 児童発達支援センターの整備 P154 基幹相談支援センターの設置による切れ目のない支援体制の整備乳幼児健診の見直しが必要と思われる。救い上げてもらえないで支援をされず幼児期を過ごしてしなう親子が多い。こども育成課との連携が重要。しろまえ児童学園にいらした職員等にも協力を得たい。各々で事業を行い始めているが、幼児期には親支援が大切であることを認識して事業が行えるよう指導が必要。また、保育所等訪問事業の実態が不明。今後もっと件数が増えるに当たり、的確な援助、指導を行える職員配置が望ましい。しろまえ児童学園卒業の際、(12年前から)希望していた児童発達と保育園、幼児稚園との平行通園(訪問含む)の希望は多々あるのではないかとと思われる。	日中活動系サービスや居住系サービスにつきましては、学校卒業を迎えられる方々が地域で安心して生活を送れるよう、今後もサービスの支援体制の確保に努めます。特に、重度障がいの方が利用するための生活介護やグループホームなど、需要増が見込まれるサービスについては、国や都の施策を活用しながら、サービス量が確保されるような施策を検討してまいります。また、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた療育を提供し、乳幼児期に適切な支援を実施するために、児童発達支援センターの設置を進めるほか、誰も取り残すことのない支援体制の整備を目的として、基幹相談支援センターを設置し相談支援体制の充実を図ってまいります。保育所等訪問支援、児童発達支援につきましては、利用希望者の増加が見込まれることから、サービス提供事業者への情報提供や利用者からの相談に応じる体制を整備してまいります。
13	④	スポーツについては、HIMAWARIのような活動が継続していけるような人材(が必要)。事例をまとめたものを、直接、自立支援協議会委員長に届ける。できれば、個人が受けた相談について、委員全員に共有してもらえるような仕組みが必要。	貴重な御意見として参考にさせていただきます。 なお、自立支援協議会についてはネットワークの強化と機能の充実を図ってまいります。





No.	区分	意見要旨	市の考え方
14	④	<p>格差や偏見のないまちになればよいと思います。障害者やお年寄りなど色々な作品作りや挑戦できる場所がもっと必要な気がします。働く意欲のあるお年寄りや、障害者などにインターンをやるところがあったらよいかもしれません。また、救護施設などが少ないすぎるのが現状があり、自然豊かな青梅市に救護施設があるとよいと思います。</p> <p>青梅市でも、高齢者や若者を始め e スポーツを発展、促進させて、まちおこしできればよいと思います。未来のオリンピックに、e スポーツが発展する可能性があり、また e スポーツは世界で大会が行われています。青梅市でも先駆けて e スポーツの選手を育成し大会を行ってまちおこしをしたらよいと思います。</p> <p>耳が不自由な人と話すために手話チャンネルを青梅市で動画つくるとか今の国の税金や市の財政でやっていくには厳しいと思うので、クラウドファンディングなどうまく活用していただければよいかもしれません。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>障がいのある方の文化・芸術活動やスポーツへの参加機会を拡充するための支援を引き続き行ってまいります。また、手話を含む多様なコミュニケーション手段の確保を図ってまいります。</p>
15	⑤	<p>1. 概要版を作成する。2. 他市町の成功例を参考に載せる。3. 長期のものと短期が混在している。区分けする。4. データは資料編にして本文を読み安くする。5. 外来語などは解説を付す。</p>	<p>1. 作成いたします。2. 他市町村も参考に作成しておりますが、成功例として掲載するか検討してまいります。3. 資料編に取組指標を掲載いたします。4. 本文だけでは分かりづらいかと思われるので、データを交えて作成しております。5. 資料編に用語集を掲載いたします。</p>





## 4 オンライン交流会の結果

### 1 結果概要（小学生）

【開催日】令和5年7月24日（月）午前9時30分から午前11時30分まで

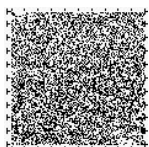
【開催方法】各学校間と市役所とのオンライン開催

【目的】青梅市の将来を担う子どもたちが、それぞれのテーマについて他校との意見交換・交流を通じて、市政運営に対し、興味・関心をもってもらうとともに、子どもたちの声を市政運営に反映させることを目的とする。

【実施概要】グループ毎の意見交換および市（市長・教育長）への発表

（1）テーマ「みんなが通いやすい、より良い学校にするために」

- 怪我をしないために遊具や曲がり角の工夫
- データ化をし、教科書を無くしていく
- 机を広くし、空調を整え、学習しやすいようにする
- いじめアンケートを全体に説明していく
- グリーンリボン運動
- いじめがなく楽しい学校
- 悪口やいじめがないことを目指し、挨拶運動に力を入れる
- 不審者に対する防犯
- 学校ルールに自分たちの意見も取り入れてほしい
- 集団下校にボランティアの人も協力してほしい
- 市にはエアコンを体育館に設置してほしい、歩道の幅を広くしてほしい
- 全校みんなが協力しあって学校の全員と仲が良く深まること
- 市は性別関係なく受け入れ、「ジェンダー平等推進計画」を子どもにもわかりやすく説明してほしい



- 通学路を広くする
- 学校も各階にひとりである部屋を作る
- 網戸をつけてその網戸を掃除する

（2）テーマ「みんなが住みたい、より良いまちにするために」

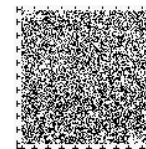
視点①ゼロカーボンシティに向けた取組

- 二酸化炭素の排出の少ないバス、電車などの公共交通機関を使う
- 電気自動車、ハイブリッド車などを市で推進してもらう
- 植樹は学校や家でも取り組める
- 林業の活性化やソーラーパネルの設置
- 給食を残さず食べること
- 自転車の貸し出し
- あまり電気やガスを使わないようにする。節電はエアコンの1度上げ下げするなど具体的に伝えていくことが大事
- ゴミの分別をする

視点②子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

- バリアフリーの対策や歩道の整備
- 点字ブロック、段差を減らす
- ラジオ体操広場など交流する場、助け合いをする
- 高齢者が買い物をするときにカートバス停まで運べる工夫やカートを寄付する
- 聴覚障がい者のために市民センターなどに手話ができる人を配置してもらいたい

- 誰とでも挨拶をしてコミュニケーションを深める
- 老人ホームや点字ブロック、バリアフリーなどを増やしてみんなが住みやすいようにすること
- こどもも若者も高齢者にも遊べる場所を作った方がよい
- 救急車を増やす
- 多くの場所にミストを置く、これは熱中症対策にもなるし、地球温暖化対策にもなる
- 電車の本数を増やす。その中でも優先席を増やし、ポスターを作り高齢者に席を譲る



## 2 結果概要（中学生）

【開催日】令和5年12月20日（水）午後3時00分から午後4時00分まで

【開催方法】各学校間と市役所とのオンライン開催

【目的】青梅市の将来を担うこどもたちが、それぞれのテーマについて他校との意見交換・交流を通じて、市政運営に対し、興味・関心をもってもらうとともに、こどもたちの声を市政運営に反映させることを目的とする。

【実施概要】グループ毎の意見交換および市（市長・教育長）への発表

（1）テーマ「みんなが通いやすい、より良い学校にするために」

- 挨拶、給食などを通して学校生活を充実させる、仲良くなるために笑顔で過ごしたり、挨拶運動をする
- 他学年や他校と交流して仲をよくしたり関係をつくったりする
- SDGsなど持続的な社会を目指すために中学生ができることについて活動する
- 個性を尊重できるよういろいろな種類のレクを行ったり得意を増やす場所を増やしていく。市への要望として、いろいろな立場の人が意見を言えるよう、講演会などを行ってほしい

- 挨拶運動として、ポスター、看板作り。市への要望として、学校だけでなく青梅全体で挨拶運動に取り組みたい。私たちの手で青梅市を良くしていきたいという想いがあり地域の人と関わったり、より良い関係ができればよい
- 男女差別がない学校にするために、学ランの廃止や生徒の皆さんから意見をもらうアンケートをとる

（2）テーマ「みんなが住みたい、より良いまちにするために」

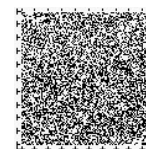
視点①ゼロカーボンシティに向けた取組

【地球温暖化が進むとどうなるか】

- 気温上昇による生物の減少、食料や水不足
- 台風や大雨などの自然災害が多く起こる
- 海面上昇などの異常気象が起こり、住む場所がなくなったり、作物が育たなかったりする

【二酸化炭素を減らすためにどんなことをすればよいのか】

- 生活資源のリサイクル
- 水素自動車や電気自動車の普及
- 学校の蛍光灯をLEDにする
- シャワーの時間を一日1分でも短くし、節電節約に心がける
- ゴミの分別をしっかりとる、ゴミ拾い
- 花植え、木を植えたりしたボランティア活動の参加
- 車はあまり使わず、排気ガスを出さないようにする
- できるだけ再生可能エネルギーを使い、電気を節約する、自動車を使わずに自転車や徒歩で行く



- 私たちの学校周辺では自家用車を使わないと行けない、公共交通機関を使いたくてもバスの本数が1時間に1本しかない
- ペロブスカイト太陽電池を取り入れる
- 青梅一中では「SDGs青梅一中バージョン」をつくった

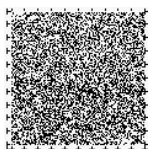
#### 視点②子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

##### 【どんなまちになっているとよいか】

- バリアフリー、ピクトグラム、相手のことを尊重する、地域での交流を増やす
- 気遣いができるまち、ボランティア活動が盛んなまち、障がいがある人や高齢者が暮らしやすいバリアフリーなまち
- 地域で災害時に備えた取組みをしていたり、バリアフリーを設置している、夜道などに危険がない地域

##### 【どんなことをすれば良いのか】

- 学生のうちに差別に対する理解を増やすことや、外国人観光客を増やす取組みを行う、英語表記の看板を増やす
- 自動販売機のボタンを低いところにしたり、近くに台を置くなどの工夫
- 階段がある場所にスロープを付ける、点字ブロックを途切れさせない、電車やバスの中で高齢者の方などに席を譲る
- ユニバーサルデザイン、バリアフリーを増やし、身体が不自由な人のことを知ってもらうための呼びかけ、例えばパラスポーツなどを行うこと
- 地域と協力した取組みを行うこと



参加者名簿（小学生）

	氏名	参加テーマ
1	原島 悠	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
2	川瀬 祐月	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
3	佐藤 祥一	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
4	増田 辰紀	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
5	高橋 莉央	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
6	富岡 勇翔	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
7	野沢 雄慎	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
8	吉澤 璃奈	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
9	藤野 煌人	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
10	藏北 来琉	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
11	武田 愛羅	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
12	山本 結菜	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
13	小野寺 岳	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
14	栗見 有希	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
15	小柳 由花	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
16	吉川 央祐	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
17	坂上 望珠	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
18	岡藤 流星	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
19	原島 凜	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
20	須崎 百加	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
21	澤田 優音	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
22	由利 新太	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
23	足立 紗菜	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
24	金子 姫愛	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
25	新田 康太	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
26	佐藤 優芽	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
27	加藤 歩乃	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
28	安藤 健	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
29	井口 柚子	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
30	野口 碧生	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために

	氏名	参加テーマ
31	宮田 幸思	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
32	森田 舞姫	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
33	エダ 和希 オットー	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
34	石原 由樹	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
35	河口 歩陽	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
36	木村 茉央	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
37	大塚 風芽	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
38	森泉 千鶴	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
39	野村 深澄	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
40	中村 遼大	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
41	田中 隆慈	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
42	森田 いち花	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
43	大在家 真結菜	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
44	山岡 友梨	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
45	原 敏博	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
46	石動 音彩	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
47	鈴木 楓里	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
48	梶 晃輔	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
49	佐藤 咲花	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
50	松木 大翔	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
51	尾針 柊悟	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
52	金子 瑠那	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
53	森澤 理久	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
54	日向 葵平	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
55	荒木 将輝	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
56	岡部 莉愛	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
57	篠宮 結菜	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために

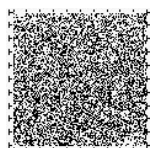


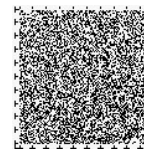
	氏名	参加テーマ
58	藤田 美紅	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
59	大久保 心音	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
60	海老澤 夢奈	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
61	水永 直樹	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
62	澤村 武瑠	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
63	平塚 悠斗	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
64	中村 全	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
65	飛田 明里	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
66	神山 凜	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために

参加者名簿（中学生）

	氏名	参加テーマ
1	谷村 知紗	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
2	田中 純菜	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
3	西園 幸汰	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
4	柳田 姫菜	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
5	峯岸 紗希	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
6	鈴木 星来	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
7	白鳥 瑛士	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
8	竹腰 瑠輝	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
9	小林 夏帆	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
11	岡本 拓未	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
12	榎戸 亮磨	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
13	大木 梨穂	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
14	荒川 琉華	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
15	柳内 みさき	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために

	氏名	参加テーマ
16	渡邊 心華	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
17	柳本 知徳	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
18	佐藤 銀	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
19	土方 雄飛	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
20	水村 竜也	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
21	宿谷 綺星	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
22	山川 歩輝	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
23	板垣 杏奈	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
24	井上 菜月	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
25	黒米 琉生	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
28	殿谷 咲大	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
29	鈴木 脩真	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
30	畑中 龍弥	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
31	坂齋 拓	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
32	上野 珠莉	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
33	府川 心美	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
34	北向 文	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
35	西原 めい	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
36	小野 愛歩	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
37	窪田 暖生	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
38	岡 幸生	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
39	齊藤 美波	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
40	稲葉 ゆい	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
41	野中 絆翔	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
42	佐藤 駿悟	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
43	山路 茉莉	①みんなが通いやすい、より良い“学校”にするために
44	中本 恵那	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために
45	桑原 沙采	②みんなが住みたい、より良い“まち”にするために





## 5 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

本市では介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、精神病床などの医療施設が、市民のニーズを超える立地があることから、福祉施設等の種類に応じて定員増を認めないもの、必要に応じて検討するものなどを基本方針として定め明らかにしています。この基本方針にもとづき、新規施設の総量規制や既存施設の転換等の制限を行っています。なお、本基本方針は、国による制度変更や市民ニーズの変更等があった際は、専門家の意見を聞きながら、「第7次青梅市総合長期計画」によるまちづくりの基本方向に沿い、必要に応じ見直しています。

### 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

#### 1 基本方針策定の主旨

青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が多く配置されてきた。

一方、介護保険制度の開始や障害者自立支援法の制定以降、福祉サービスは多様化が図られてきており、近年は、地域包括ケアシステムの構築と深化、地域共生型社会に向けた取組の中で、在宅福祉の推進と充実が図られてきている。

これらのことから、市は、高齢者や障害者を含む全ての住民に対して、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。

#### 2 基本方針

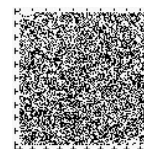
青梅市は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅サービスの整備を進めるものとし、市内における福祉施設等の整備については、次に掲げるところにより対応し、また、意見を述べ、必要な要請を行うものとする。この場合において、具体的な指標を必要とするときは、地域福祉総合計画に示すものとする。

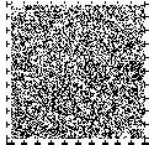
##### （1）定員・施設増の必要がない施設

ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

（ア）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（イ）介護老人保健施設（老人保健施設）





- (ウ) 介護医療院
- (エ) 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）
- (オ) 軽費老人ホーム
- (カ) 養護老人ホーム
- (キ) 主に療養病床および精神病床を有する医療施設
- (ク) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。

- (ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合は、次に掲げるとおりとする。
  - a 既存施設を整備する場合は、現行定員の範囲内（定員 100 名未満の施設整備であるときは 100 名まで）定員増ができるものとする。
  - b 前記 a の規定に関わらず、既存施設をユニット型施設として整備する場合（従来型と同一建物内において一体的に設置する施設を含む。）において、現行定員が 100 名以上であるときは、現行定員の数から現行定員の数に 1 ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで、現行定員が 100 名未満であるときは、現行定員の数から 100 に 1 ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで定員増ができるものとする。
- (イ) 療養病床を有する医療施設については、介護医療院への施設の転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。
- (ウ) 前記(ア)または(イ)以外で既存福祉施設等を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。

(2) 定員・施設数について検討を要する施設

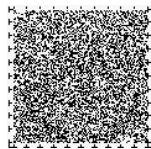
次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

- ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設
- イ 障害者グループホーム（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものおよび主たる対象が精神障害者であるものを除く。）
- ウ 主に知的障害者のための日中活動支援施設（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものを除く。）

(3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

- ア 認知症高齢者グループホーム





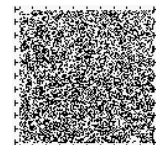
- イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受ける有料老人ホーム
- ウ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための障害者グループホーム
- エ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための日中活動支援施設

### 3 実施期日

この基本方針は、平成14年10月1日から実施する。

### 4 経過措置

- (1) この基本方針の一部改正は、平成17年4月1日から実施する。
- (2) この基本方針の一部改正は、平成18年7月1日から実施する。
- (3) この基本方針の一部改正は、平成20年8月26日から実施し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第2項第1号ア(セ)および(ソ)に規定する施設が、法内施設へ移行を検討できる期限は、平成24年3月31日までの国が定める施設の移行猶予期間を限度とする。
- (4) この基本方針の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。
- (5) この基本方針の一部改正は、平成24年4月1日から実施し、改正後の第2項第1号ア(エ)および同号イ(イ)の規定は、平成23年10月20日から適用する。ただし、改正後の第2項第1号ア(キ)に掲げる主に精神科病床を有する医療施設のうち、すでに市内に存するものを運営する者が、平成27年3月31日までの間において、市内にある当該医療施設について国の定める規模に準ずる病床数の削減を図るため、障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を市の基本的な考え方に添って整備する場合に限り、当該施設については、削減される病床数の2割程度の定員数を限度として、一定程度の必要がある施設とみなすことができるものとする。
- (6) この基本方針の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。
- (7) この基本方針の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (8) この基本方針の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
- (9) この基本方針の一部改正は、平成30年7月1日から実施する。
- (10) この基本方針の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。
- (11) この基本方針の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。



## 6 用語集

### あ行

#### ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

#### アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所におもむいて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

#### 悪質商法や特殊詐欺

高額な商品やサービス等を契約させ金銭をだまし取る行為等を悪質商法、家族を装いお金を振り込ませる行為等を特殊詐欺という。

#### アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でもさまざまな製品、サービスを支障なく利用できること。

#### アセスメント

問題解決のための援助活動に先立って行われる総合評価、または初期・事前評価を指す。

#### 医療的ケア

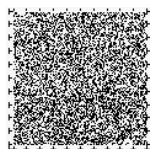
医師の指導の下、保護者や看護師が日常的、応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

#### インクルーシブ、インクルージョン

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

#### NPO、NPO法人

Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。



## 青梅市地域介護予防活動支援事業補助金

地域介護予防事業の実施を目的とした活動を行う市内の団体を対象に、市内自治会館や市民センター等の公共的施設を使用した際の会場借上料について交付している補助金のこと。

## か行

---

### 介護ボランティア

介護施設等におけるボランティア活動であり、介護人材の確保と高齢者等の生きがいづくりの両面から推進していくことが求められている。

### 介護ロボット

介護が必要な方の自立支援や、介護する側の負担軽減に役立てられるロボット機器のこと。介護現場における人手不足への対策として開発が進められている。

### 介護予防事業対象者／事業対象者

介護予防事業対象者把握事業の実施により、要介護・要支援の認定を受けていない人の状況を把握することで、総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）等の適切な利用につなげていく。この、総合事業の対象者を省略して、事業対象者といわれる。

### 通いの場

身近な会場で、住民同士が活動を行うための定期的な集まり。介護予防に効果的といわれている。

### 基幹相談支援センター

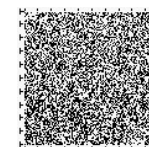
地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障害のある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

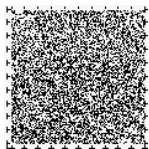
### 機能訓練指導員

日常生活を送る上で困難な状況にある人たちに対し機能訓練などを行い、身体・生活機能の改善と維持を図る職種。

### ケアプラン

要介護認定等を受けた人が、どのような介護サービスをどのように利用するのかを整理した利用計画書。ケアマネジャーが要介護等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえ、介護保険のサービスだけでなくボランティアや介護保険外のさまざまなサービスを組み合わせて作成する。





### ケアマネジメント

要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえてケアプランを作成し、適切な介護サービス等が利用できるよう、事業者との連絡調整などを行うこと。

### KDB（国保データベース）システム

国保連合会が「健診・保健指導、医療、介護」の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータ」を作成するシステムのこと。

### ゲートキーパー

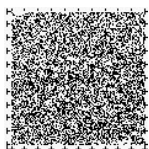
自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

### 権利擁護

認知症や障がいのある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援すること。

### 高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害等が生じること。



### 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等に、合理的配慮の提供を義務化している。東京都の「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、国の機関や地方公共団体に加え、民間事業者にも合理的配慮の提供を義務化している。

### 高齢者のみ世帯

高齢者のみ世帯とは、世帯の全員が65歳以上の世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯を除いたもの。

### 誤嚥性肺炎

本来気管に入ってはいけない物が気管に入り（誤嚥）、そのために生じる肺炎のこと。老化や脳血管障害の後遺症などによって、飲み込む機能（嚥下機能）や咳をする力が弱くなると、口腔内の細菌、食べかす、逆流した胃液などが誤って気管に入りやすくなり、誤嚥性肺炎の発症につながる。

## 国保／国民健康保険

他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない全ての住民の方を対象とした医療保険制度。被保険者の疾病及び負傷に対して必要な医療の給付を行うことを基本事業としているが、事前の措置として、医療給付の対象となる保険事故の発生の未然防止や、早期発見による疾病の重症化の防止など、保健衛生の向上に資する事業である保健事業についても行っている。

## 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

## 骨粗しょう症

骨密度の低下によって骨がもろくなり、骨折しやすくなる病気。

## 個別的支援（ハイリスクアプローチ）

リスクを持っている人を抽出し、相談や指導等の支援を行う活動。

## さ行

### 再犯防止

関係省庁や地方公共団体、民間協力者等と連携し、犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないように支援する取組み。

### 作業療法士

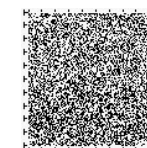
入浴や食事など日常生活の動作や、手工芸、園芸およびレクリエーションまであらゆる作業活動を通して、日常生活をスムーズに送るための複合的動作を可能とする訓練を行う専門職。

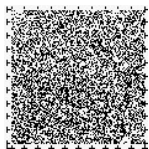
### 自主グループ

介護予防のために継続的に運動を行うグループ。

### 児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。





## 市民後見人

親族からの支援を受けることが難しく、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、弁護士や司法書士などの専門職等ではなく、家庭裁判所より専任された身近な立場でその生活を支援する市民による後見人のこと。

## 重層的支援体制整備事業

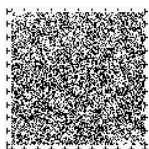
市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。

## 障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

## 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めた法律。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としている。



## 障害者就労支援センター

障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労および生活に関する支援を総合的に行う機関のこと。

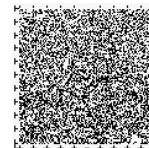
## 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障害者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加できるよう、障害者による情報の取得やコミュニケーションの手段を充実する施策の推進に向けた基本理念や基本的事項を定めた法律。

## 障害者総合支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的に、平成17年10月31日に成立し、平成18年4月から施行された法律。身体・知的・精神の障害別に分かれていたサービスの一元化や自己負担の定率負担化などが行われた。従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されている。

障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援する障害福祉サービスについて定める。



## 消費者月間

毎月5月について、消費者保護基本法（「消費者基本法」の前身）制定を記念して定められた期間で、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育などの各種事業を集中的に行っている。

## 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入者数を、各所得段階別の保険料率で補正したもの。

## ジョブコーチ

障害のある人が就労する際、できることできないことを事業所に伝えるなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

## シルバー人材センター

高齢者雇用安定法にもとづき、概ね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益社団法人。

## 「人権の花」運動

主に小学生を対象とした啓発運動で、昭和57年度から実施されている。その内容は、学校に配布した花の種子、球根などを子どもたちが協力し育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得するこ

とを目的としている。また、育てた花を父母や社会福祉施設に届けたり、写生会、観賞会を開催したりすることにより、一層の人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

## 審判申立て

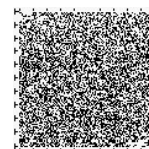
成年後見人を選任するために、家庭裁判所に成年後見開始審判を申立てること。

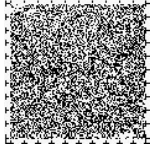
## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を持つ人。

## 生活習慣病

食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。日本人の死因の上位を占める、がんや心臓病、脳卒中は、生活習慣病に含まれる。





### 生産年齢人口

生産活動を中心となって支える 15～64 歳の人口のこと。労働の中核的な担い手として経済に活力を生み出す一方、社会保障を支える存在でもある。

### 成年後見制度

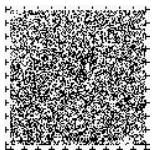
認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な人の預貯金の管理（財産管理）や日常生活でのさまざまな契約（介護サービスや施設の入所に関する契約等）などを支援する制度。

### 積極的関与（ポピュレーションアプローチ）

地域や社会全体に対して、健康増進や介護予防等に関する意識醸成や行動促進を図る活動。

### 総合事業／介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業の 1 つであり、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成される。住民等の多様な主体によるサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、介護予防や日常生活の支援を図る事業が位置づけられる。



### た行

#### ターミナルケア

病気で余命がわずかになった方に対して、残りの余命を少しでも心穏やかに過ごせるように痛みや不安、ストレスを緩和するために行う、行う、医療・看護的、介護的ケアのこと。

#### 第 1 号被保険者／第 2 号被保険者

介護保険の被保険者の区分。第 1 号被保険者は 65 歳以上の人、第 2 号被保険者は医療保険に加入している 40 歳～64 歳の人（介護保険を利用できない特定の施設に入所している一部の人を除く。）。

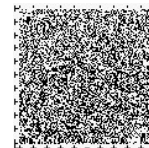
#### 多職種ネットワーク連絡会

医療・介護連携に関する現状の把握・共有、課題の抽出、対応策の検討等を行う連絡会。

#### ダブルケア、ダブルケアラー

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態など、複数のケアを行うことやケアを担う人のこと。





## 団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）ないしその前後に生まれた世代。

## 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をいう。

## 地域福祉コーディネーター

個別の課題や地域のニーズを的確に把握し、関係機関等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導く「つなぎ役」。制度の狭間で苦しんでいる人や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない人などに対し、地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行うとともに、地域づくりの支援を行う。

## 地域包括ケアシステム

高齢等になっても住み慣れた場所で生活し続けることができるよう、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

## 地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成18年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。市町村がサービス事業者の指定・指導監督の権限を持つ。

## チームオレンジ

ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援をつなげる仕組み。

## 調整交付金

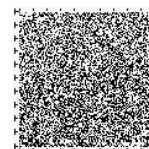
市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、各市町村における給付費の5%をもとに、高齢者中の後期高齢者の割合・高齢者の所得状況の格差・災害等の特別な事情等を勘案して定められる割合において交付を行うもの。

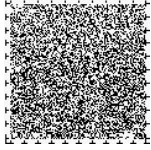
## 調整済み認定率

第1号被保険者の性・年代別人口構成による影響を除外した認定率で、これらの要素を受けずに自治体間の比較が可能。

## データヘルス計画

医療情報や健診結果の情報等のデータ分析にもとづき、効率的・効果的な保健事業を実施する取組。





## 出前講座

市民の生涯学習の一助として、市職員・官公署職員等が講師として地域に出張し、市の施策や技術的知識等を活かした講座を開催するもの。

## 糖尿病性腎症

糖尿病がある方の慢性合併症のひとつで、高血糖の状態が続くことで血管に異常が生じ、腎機能が低下したもの。進行すると人工透析が必要となる。

# な行

---

## 難病

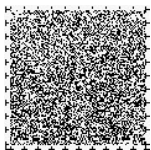
原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。

## 二次避難所

高齢者、障害のある人(子ども)、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象として、必要に応じて開設する避難所。

## 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場。



## 認知症疾患医療センター

各地域において認知症の人とその家族を支援する体制を構築するために、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役として東京都が指定するもの。

## 認知症BPSDケアプログラム

BPSD（認知症患者に頻繁に見られる知覚、思考内容、気分、行動の障害の兆候。不安、うつ、怒りっぽさ、幻覚、妄想、徘徊などの精神症状）への関わり方を工夫したり、症状を軽減することで、認知症ケアの質の向上を把握するためのプログラムのこと。

## 熱中症警戒アラート

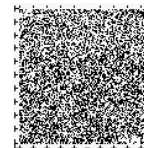
熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を促すための情報。

# は行

---

## 8050 問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。



## 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。なお、最近では広汎性発達障害に代わる用語として「自閉症スペクトラム（障害）」という呼び方が定着しつつある。

## ピアサポート

ピアは英語で「仲間」「対等」といった意味であり、ピアサポートは「同じ仲間」や「対等な関係」における、相談や交流を主とした支え合い活動のこと。

## フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指す。適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずにすむ可能性がある。

## 平均自立期間

要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間。

## ヘルプカード

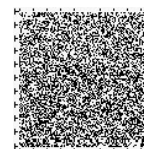
義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのカードのこと。

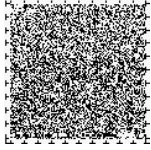
## 法定後見（後見・保佐・補助）

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人の権利を法的に支援、保護するための制度で、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3タイプがある。

## 保険者機能強化推進交付金

保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組や、こうした市町村の取組を支援する都道府県の取組を推進するため 2018（平成 30）年度に創設された交付金。自治体への財政的インセンティブとして、国が設定した指標により、市町村や都道府県のような取組の達成状況の評価に応じて交付される。





## 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰する際、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

## ま行

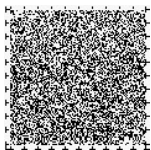
---

### 見える化システム

厚生労働省が運営するシステムで、介護保険事業に関する現状分析や将来推計等を行うことにより、地域課題の「見える化」を図るもの。

### 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。



## メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積により、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧などの動脈硬化の危険因子が集積している状態のこと。内臓脂肪の蓄積（ウエスト周囲径の増大）に加え、脂質代謝異常、高血圧、高血糖の3項目のうち2項目以上を満たす場合に判定される。

## や行

---

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### ユニバーサルマナー

自分とは違うだれかのことを思いやり、理解し、高齢者や障がいのある人など、様々な人の目線で考え、行動する心づかいのことをいう。

## ら行

---

### 理学療法士

マッサージ・温熱・電気などを用いる物理療法と、筋肉増強・機能訓練・歩行訓練などの運動療法を組み合わせる運動障害の回復・改善をはかる理学療法を行う資格者。

### リハビリテーション専門職

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のことで、リハビリテーションを実施する資格者。

### 療育

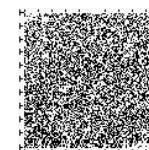
障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

### レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるような支援を行うこと。

### レセプトデータ

診療報酬明細書の通称で、患者ごとの受診や処方を記録したもの。



青梅市地域福祉総合計画

令和6(2024)年3月 発行

発行 青梅市

編集 青梅市 健康福祉部 地域福祉課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111(代表)

青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp>

